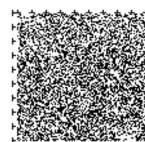


(仮称)
まちだユニバーサル社会推進計画
(第3次町田市福祉のまちづくり推進計画)
(素案)

2022年 9月
町田市

この冊子の表紙右下には、音声コードを印刷しています。専用の読み上げ装置やスマートフォンアプリ等で読み取ると、記録している情報を音声で聞くことができます。



目 次

1	(仮称) まちだユニバーサル社会推進計画 (第3次町田市福祉のまちづくり推進計画) の考え方	3
2	現状と課題	6
3	計画で目指すまちの未来像	16
4	計画の目標と方針	17
5	持続可能な開発目標	20
6	ユニバーサル社会の実現に向けた取組	21
7	ユニバーサル社会推進体制	65

(仮称) まちだユニバーサル社会推進計画 (第3次町田市福祉のまちづくり推進計画)の考え方

1 計画策定の背景と目的

町田市では、1974年、全国に先駆けて施行した「建築物等に関する福祉環境整備要綱」や、1993年に市で独自制定した「福祉のまちづくり総合推進条例」に基づき、2012年に「第1次町田市福祉のまちづくり推進計画」、2017年に「第2次町田市福祉のまちづくり推進計画」（以下、「第2次計画」という。）を策定し、福祉のまちづくりを進めてきました。

これまでの計画では、市内の建築物、道路等の施設のバリアフリーや、高齢者、障がい者などに対する心の中の見えない壁（バリア）をなくす心のバリアフリーなど、ユニバーサルデザインの理念に基づく事業を推進してきました。その後、国は「ユニバーサル社会実現推進法」を制定し、全ての人が共生する社会である「ユニバーサル社会」という新たな社会像を定義し、その実現に向けた取組を地方公共団体に求めています。

町田市では、この社会情勢の変化を踏まえ、これまで先駆的に取り組んできた市民にとって住みやすい福祉のまちづくりを更に推し進めるため、新たな災害対策を加えた「ユニバーサル社会」を実現する本計画を策定します。

2 計画名の変更

(仮称) まちだユニバーサル社会推進計画（第3次町田市福祉のまちづくり推進計画）

「ユニバーサル社会」の実現に向け、新たに目標を設定し事業の拡充に取り組むため、「第2次計画」から「(仮称) まちだユニバーサル社会推進計画（第3次町田市福祉のまちづくり推進計画）」（以下、「ユニバ計画」という。）に計画名を変更します。

ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律
(ユニバーサル社会実現推進法) <2018 年 12 月施行>

目的 ユニバーサル社会^{*1}の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進^{*2}すること

- *1 「ユニバーサル社会」とは、障がいの有無や年齢等にかかわらず、国民一人一人が社会の対等な構成員として、その尊厳が重んぜられるとともに、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会をいいます。
- *2 「諸施策を総合的かつ一体的な推進」とは、バリアフリー法、災害対策基本法などに基づく施策を、ユニバーサル社会の実現に向けた施策として、総合的・一体的に推進することをいいます。

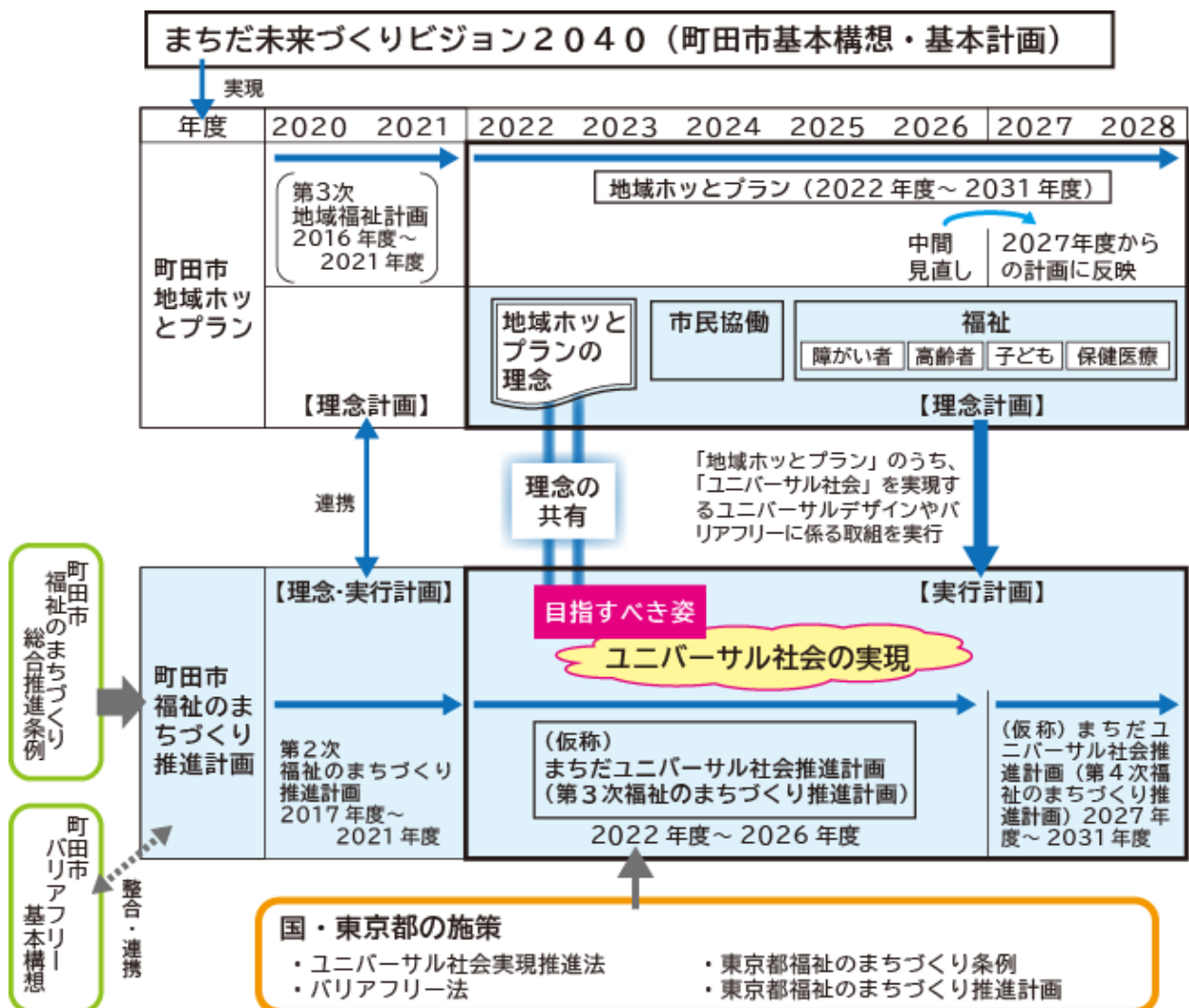
本計画に係る法のポイント

- ① 地方公共団体は、その地域の特性に応じた諸施策を総合的かつ一体的に推進する責務を有する（第4条関係）。
- ② 地方公共団体は、諸施策を策定し、及び実施するに当たっては、障がい者、高齢者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない（第9条関係）。
- ③ 地方公共団体は、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項に特に留意しなければならない（第8条関係）。
五 障がい者、高齢者等が安全にかつ安心して生活を営むことができるようにするために必要な防災上の措置を講ずること。
- ④ 事業者及び国民は職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、ユニバーサル社会の実現に寄与するように努めなければならない（第5条関係）。
- ⑤ 政府は、毎年一回、政府が講じたユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況を取りまとめ、公表しなければならない（第7条関係）。

3 計画の位置付け・計画の期間

2022年3月策定の「町田市基本構想・基本計画 まちだ未来づくりビジョン2040」における政策の1つとして、「ありのまま自分を表現できるまちになる」を掲げ、「一人ひとりの個性を大切にする地域をつくる」施策に「町田市福祉のまちづくり推進計画」を位置付けています。

また、2022年3月策定の「町田市地域ホッとプラン」が福祉の各分野の上位計画となり、その理念である「年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、自分の役割や活躍の機会を得られ、自分らしく暮らすことができる、そんなまちの実現を目指します」は、「ユニバーサル社会実現推進法」で示されている「ユニバーサル社会」の定義「障がいの有無や年齢等にかかわらず、(略)、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会」と理念を共有しています。また、「町田市地域ホッとプラン」は、ユニバ計画の3つの推進分野を全て包含するため、ユニバ計画を「町田市地域ホッとプラン」の実行計画に位置付けて策定します。



※障がい者が受ける制限は、機能障がいのみに起因するものでなく社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものであり、その障壁を取り除くのは社会の責務であるとする「障がいの社会モデル」という考え方があります。この考え方を踏まえた「障害者基本法」に基づく計画として、「町田市障がい者プラン21-26」を策定しています。（「障害者差別解消法」に規定する合理的配慮に関する内容も、同計画に記載しています。）

2 現状と課題

1 市のこれまでの主な取組

1974年 町田市の建築物等に関する福祉環境整備要綱制定

車椅子で歩けるまちづくりを目指し、全国に先駆けて道路、建築物の基準を示し、都市環境の整備を促進しました。

1993年 町田市福祉のまちづくり総合推進条例制定

段差解消を始めとする高齢者、障がい者等に配慮した施設のバリアフリー化の推進が規定されました。

1999年 高齢者、身体障がい者の移動の利便性・安全性の向上への取組

市内鉄道駅の10駅全てにエレベーターを設置しました。また、車椅子使用者を始め、高齢者、障がい者、乳幼児を連れた方など、だれもが利用できる大きさ・機能・設備等が整備された「みんなのトイレ」の設置や視覚障がい者誘導用ブロックの敷設、案内の点字・外国語・LED表示、駅員のサービス技術向上への取組等、様々な取組がなされています。

2000年 町田駅周辺のバリアフリーネットワーク化調査

2001年 玉川学園前駅・成瀬駅周辺のバリアフリー化に関する基礎調査 町田市福祉のまちづくり推進協議会の設置

福祉のまちづくり総合推進条例の改正により市長の諮問機関として設置され、市民参加による福祉のまちづくりの推進体制が確立されました。

2002年 「心のバリアフリーハンドブック」作成

(2008年改訂)

福祉のまちづくり推進協議会において、障がい者理解を解説した入門書を作成しました。毎年市立小学校4年生全員に配布されているほか、市役所などでも無料で配布しています。



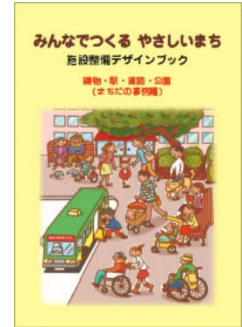
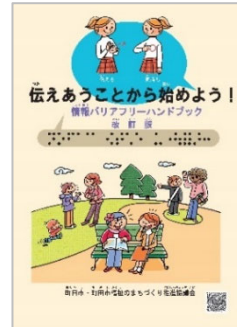
2004年～ 「みんなのおでかけマップ (バリアフリーマップ)」作成

みんなのトイレが整備された施設など、バリアフリー施設を掲載した情報冊子を作成しました。

2006年 「情報バリアフリーハンドブック」「施設整備デザインブック」※作成

視覚障がい者、聴覚障がい者、高齢者等が情報を入手するための方法や問題点を知るための入門書、及び、高齢者、障がい者、子育て世代等を始めとするみんなが使いやすい施設作りのための配慮事項について分かりやすく説明した冊子を作成しました。

※「施設整備デザインブック」は在庫終了により、現在は配布していません。



2007年 町田市福祉輸送サービス共同配車センター設立

移動困難な高齢者、障がい者の外出を支援し、社会参加を促進する制度の一つとして市が設立し、町田市社会福祉協議会が民間事業者、NPOと連携して運営を行っています。



■ 共同配車センターで運行している
「あいちゃん号」(左)と「やまゆり号」(右)

2010年 町田市福祉のまちづくり総合推進条例改正

高齢者や障がい者を始めとする全ての人が、安心して快適に住み続けることができる地域社会の実現を図るため、心のバリアフリーやユニバーサルデザインの理念に基づいた条例への改正を行い、同年7月に施行しました。

福祉のまちづくり関連施策、関連事業の現状調査

全庁各部署に対しバリアフリー、ユニバーサルデザインに関する事業、取組を調査・確認しました。

福祉のまちづくりに関する市民団体ヒアリング調査

高齢者、障がい者、子育て支援にかかわる計6団体に対し、福祉のまちづくりに関するヒアリングを行いました。

2011年 福祉のまちづくりに関する町田市民アンケート調査

市民（高齢者、障がい者、子育て中の親など1,737人（827人回答））に対し、福祉のまちづくりに関するアンケートを行いました。

市有施設のバリアフリー整備状況調査

不特定多数の市民が利用する市有施設（小中学校、高齢者施設等を含む。）計218施設について、バリアフリー整備状況調査を行いました。

福祉タクシー、一般タクシーの活動状況等調査

設立から5年が経過する福祉輸送サービス共同配車センターのあり方の検討を開始しました。検討に当たり、移動困難者の外出状況などを把握するため、市内の福祉タクシー及び福祉車両を運行する一般タクシーの活動状況を調査しました。

2011年～ 町田市バリアフリー基本構想の策定

学識経験者、障がい者団体、交通事業者等が参加する福祉のまちづくり推進協議会バリアフリー部会において、地域一体での面的なバリアフリー化を推進するために、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）に基づき、「町田市内全域の移動等円滑化の全体方針」を策定。この方針に基づき、市内10地区においてバリアフリー基本構想を策定しました。また、2017年度からは社会情勢や地区の状況の変化に応じて基本構想の評価や改定を順次実施しています。

2011年	全体方針、町田駅周辺地区
2013年	鶴川駅周辺地区、玉川学園前駅周辺地区、成瀬駅周辺地区、つくし野駅周辺地区、すずかけ台駅周辺地区、南町田駅周辺地区（2014年一部変更）、相原駅周辺地区、多摩境駅周辺地区、山崎団地周辺地区

2012年～ 第1次町田市福祉のまちづくり推進計画の策定、運用開始

4つの推進分野と38の推進事業からなる福祉のまちづくり推進計画を策定し、運用を開始しました。また、事業の改善につなげるための事業評価の仕組みを導入しました。

ユニバーサルデザイン接客研修の開催

店舗での接客向上を図ることを目的とし、商店会、商工会議所、車椅子使用者、視覚障がい者、聴覚障がい者、外国人を交えた接客研修を開催しました。



2015年 「情報バリアフリーハンドブック」改訂

情報技術の進展に伴い、情報に関するニーズも多様化しました。より使いやすく現代に合った適切な内容とすることを目的として、高齢者や障がい者からヒアリングを実施し、2006年に作成した「情報バリアフリーハンドブック」を改訂しました。

福祉のまちづくりに関する町田市民アンケート調査

市民（高齢者、障がい者、子育て中の親など1,513人（778人回答））に対し、福祉のまちづくりに関するアンケートを行いました。

2017年 第2次町田市福祉のまちづくり推進計画策定

2018年～ 町田市バリアフリー基本構想の改定

2018年	南町田駅周辺地区
2019年	玉川学園前駅周辺地区、つくし野駅周辺地区
2020年	鶴川駅周辺地区



■ 町田市バリアフリー基本構想
改定に当たってのまち歩き



■ 町田市バリアフリー基本
構想改定における答申

2020年 福祉のまちづくりに関する町田市民アンケート調査

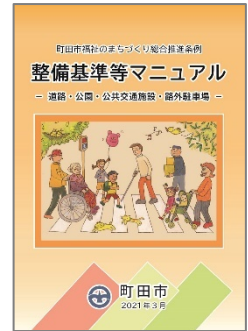
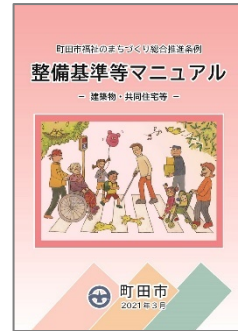
市民（高齢者、障がい者、子育て中の親など1,748人（801人回答））に対し、福祉のまちづくりに関するアンケートを行いました。

2021年 町田市福祉のまちづくり総合推進条例施行規則の改正

東京都福祉のまちづくり条例施行規則の改正（2019年）に伴い、都の整備基準に対して市の基準を同等以上とする、及び市の現行規定においてさらなる整備等を促進するため、規則の一部を改正しました。

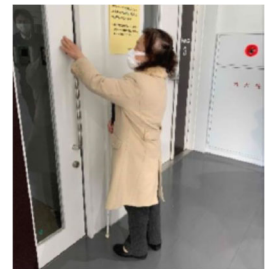
町田市福祉のまちづくり総合推進条例整備基準等マニュアルの改訂

町田市福祉のまちづくり総合推進条例施行規則の改正及び東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルの改訂に合わせて、整備基準等マニュアルを改訂しました。



施設のバリアフリー点検実施

2021年5月にリニューアルオープンにした「玉川学園コミュニティセンター」及び2021年10月に供用開始した「玉川学園駅前デッキ」において、福祉のまちづくり推進協議会委員による施設のバリアフリー点検を実施しました。点検による様々な意見や指摘から更なるバリアフリー化に取り組みました。



2022年（仮称）まちだユニバーサル社会推進計画（第3次町田市福祉のまちづくり推進計画）策定

2 国及び東京都の動向

（1）国の動向

○「ユニバーサル社会実現推進法」の制定

「ユニバーサル社会実現推進法」が2018年12月に制定され、地方公共団体に対しては、ユニバーサル社会の実現に向けた施策を推進する責務や、障がい者、高齢者等の意見反映に関する努力義務が規定されました。加えて、障がい者、高齢者等の防災上の措置を講ずることも規定されました。

○「バリアフリー法」の改正

改正「バリアフリー法」が2020年6月に施行され、施設や経路のハード整備のみならず、心のバリアフリーなどのソフト対策も含めたバリアフリー化を促進するため、基本構想に記載する事業メニューの一つとして、心のバリアフリーに関する「教育啓発特定事業」が規定されました。また、国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務として、車両の優先席、車椅子用駐車施設、障がい者用トイレ等の適正な利用の推進が追加されました。

○「バリアフリー法施行令」の改正

改正「バリアフリー法施行令」が2021年4月に施行され、災害時に地域の高齢者や障がい者を含めた不特定多数の方の利用が想定される公立学校等

に対し、バリアフリー化適合義務が規定されました。

○「移動等円滑化の促進に関する基本方針（国土交通省ほか）」の改正

「移動等円滑化の促進に関する基本方針」が 2020 年 2 月に改正され、心のバリアフリーの意識醸成を図るため、国、地方公共団体等が連携し達成する目標として、2025 年度までに「心のバリアフリー」という用語の認知度を約 50%とする旨が規定されました。

○「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の改正

「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」が 2021 年 3 月に改正され、車椅子使用者用便房で大型の電動車椅子使用者が回転できるよう、便房内における内接円の大きさを拡張することが示されました。また、多機能便房の機能分散化や個別機能を備えた便房の適正利用の推進等が追加されました。

○「災害対策基本法」の改正

全国的に大規模災害が頻発し、高齢者や障がい者が犠牲となっている近年の災害状況から、「災害対策基本法」が 2021 年 5 月に改正され、市町村長による避難行動要支援者の個別避難計画作成を努力義務とする旨が規定されました。

○「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の制定

全ての人が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資するため、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に関し、基本理念を定める「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が 2022 年 5 月に制定されました。

同法には、地方公共団体の責務等として、「基本理念にのっとり、その地域の実情を踏まえ、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を策定し、及び実施する責務を有する」ことや、「障がい者でない者にも資することを認識しつつ施策を行う」ことが規定されています。

○「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」

東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、共生社会の実現に向けたユニバーサルデザイン、心のバリアフリーを推進し、大会以降のレガシーとして残していくための施策を実行するため、2017 年 2 月の「ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議」において、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」が策定されました。

(2) 東京都の動向

○東京都福祉のまちづくり推進計画」の策定

「東京都福祉のまちづくり推進計画」が 2019 年 3 月に策定され、全ての人が安全で安心して、かつ、快適に暮らし、訪れることができるユニバーサルデザインの理念に基づいたまちづくりを進めるため、施策を総合的かつ計画的に推進しています。

・東京都福祉のまちづくり推進計画の分野別施策

- ① 誰もが円滑に移動できる交通機関や道路等のバリアフリーの更なる推進
- ② 全ての人が快適に利用できる施設や環境の整備
- ③ 災害時・緊急時に備えた安全・安心のまちづくりの推進
- ④ 様々な障がい特性や外国人等に配慮した情報のバリアフリーの推進
- ⑤ 都民等の理解促進と実践に向けた心のバリアフリーの推進

○東京都手話言語条例の制定

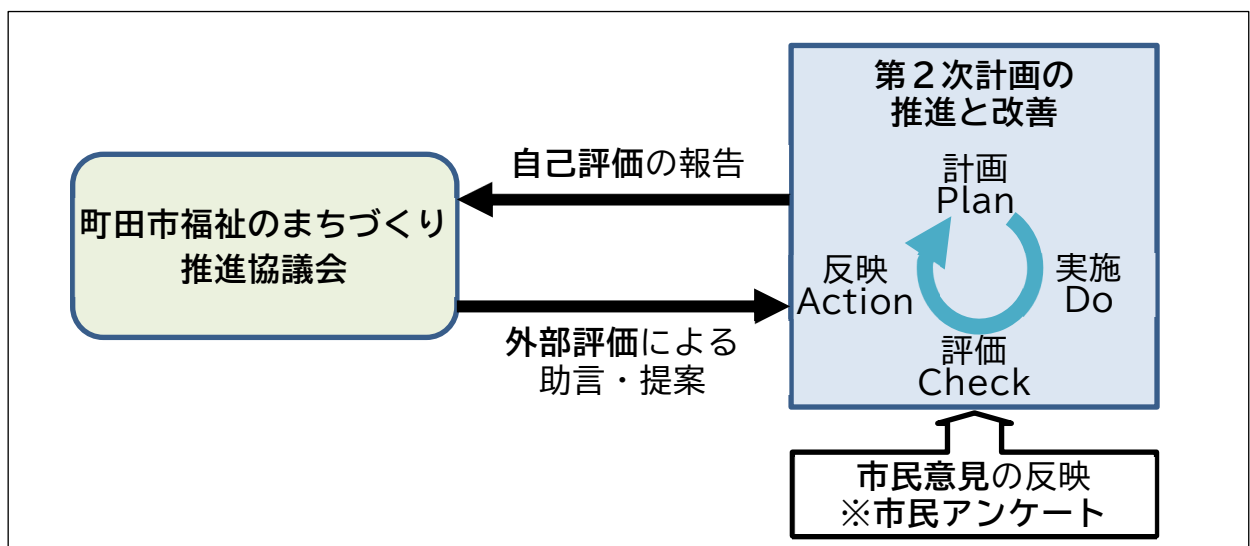
手話が独自の文法を持つ一つの言語であるという認識の下、手話を使用しやすい環境づくりを推進することにより、手話を必要とする者の意思疎通を行う権利が尊重され、安心して生活することができる共生社会を実現するため、条例が制定され、2020 年 9 月 1 日に施行されました。

3 第 2 次計画推進の評価等

第 2 次計画においては、取組の成果を評価・検証するため、29 の推進事業の各担当課が主体的に事業の改善と質の向上に展開する「自己評価」、客観的かつ専門的な課題を把握する「外部評価」及び幅広く福祉のまちづくりに関する市民ニーズを把握する「市民アンケート」を実施しました。

「町田市福祉のまちづくり推進協議会」と「自己評価」、「外部評価」及び「市民アンケート」の関係は、下図のとおりです。

■ 町田市福祉のまちづくり推進協議会と評価等の関係



(1) 自己評価の主な意見

- ・改正バリアフリー法（2018 年 11 月施行）により、バリアフリー基本構想にバリアフリーマップの作成等に関する事項と定めることができ、定めた場合、市の求めに応じ各施設管理者はバリアフリー情報を報告する必要があります。
- ・福祉のまちづくり推進協議会で実施したこれまでの施設点検の結果は、市役所内で情報共有を行っていますが、一覧性や検索性に課題があります。
- ・改正「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において、2025 年度までに「心のバリアフリー」という用語の認知度を約 50%にする旨が規定され、市も啓発活動を促進する必要があります。
- ・「心のバリアフリーハンドブック」は初版から 10 年以上経過しており、内容を精査して新たな内容を盛り込む（教育啓発特定事業に対応）等、全面的な改訂を検討する必要があります。
- ・公立学校は公共施設であり、児童・生徒だけでなく、市民開放や災害時の避難所として、今後はよりユニバーサルデザイン化を進めていく必要があります。

(2) 外部評価の主な意見

- ・単に施設や経路のハード整備のみならず、心のバリアフリーなどのソフト対策との一体的な実施が効果的であるため、特定事業に心のバリアフリーに関する取組（教育啓発特定事業）が必要です。
- ・今までも協議会などにおいて施設のユニバーサルデザイン・バリアフリーの点検を行ってきましたが、以前の指摘内容がプロジェクトにどう反映されているか、データベースにして次のプロジェクトで活用する必要があります。
- ・小・中学校と連携して「心のバリアフリー」事業を進めるべきです。
- ・第 2 次計画では、町田市の各事業において、広報が弱いということが分かりました。市は取り組んでいるのに、市民に伝わっていないのではないのでしょうか。ユニバ計画にどうやって計画の推進事業を周知していくか、検討する必要があると思います。
- ・一部の事業で市民参加の機会や市民意見の収集が不十分であると思います。

(3) 市民アンケートの主な意見

- ・心のバリアフリーの認知度は緩やかに上昇しましたが、認知している割合は 30%台前半となっています。
- ・「災害時や緊急時に不安なことは何か」の問いに対して、「避難施設での生活」の回答が最も多くありました。

4 第2次計画の課題

(1) 推進事業の課題

【課題1】ユニバーサルデザインによる施設整備の促進

車椅子使用者対応トイレは十分な広さの確保が必要であるという意見や、バリアフリー基本構想において、施設等のハード整備のみならず、心のバリアフリー等のソフト面の取組も必要であるという意見がありました。より一層のユニバーサルデザイン化や、ハード事業にソフト対策を盛り込む新たな施策に取り組む必要があります。

【課題2】心と情報のユニバーサルデザインにおける更なる周知・啓発

「移動等円滑化の促進に関する基本方針」では、心のバリアフリーという用語の認知度を約50%とする目標を定めています。市民アンケートによる町田市の心のバリアフリーの認知度は約30%台前半となっており、更なる周知・啓発が必要です。また、協議会の外部評価では、デジタル化に対応すべき意見があり、ユニバ計画においてデジタル化に係る取組が求められています。

【課題3】ユニバーサルデザインの観点によるいざという時の備え

主に高齢者、障がい者及び子育て世代を対象とした市民アンケートにおいて、「災害時に不安なことは何か」の問いに対し、「避難施設での生活」が最も多い回答でした。高齢化や障がい者数が増加する中、全国的に頻発する災害に対応するため、新たに高齢者、障がい者及び子ども等に配慮したユニバーサルデザインの観点による災害対策を実施する必要があります。

(2) 推進体制の課題

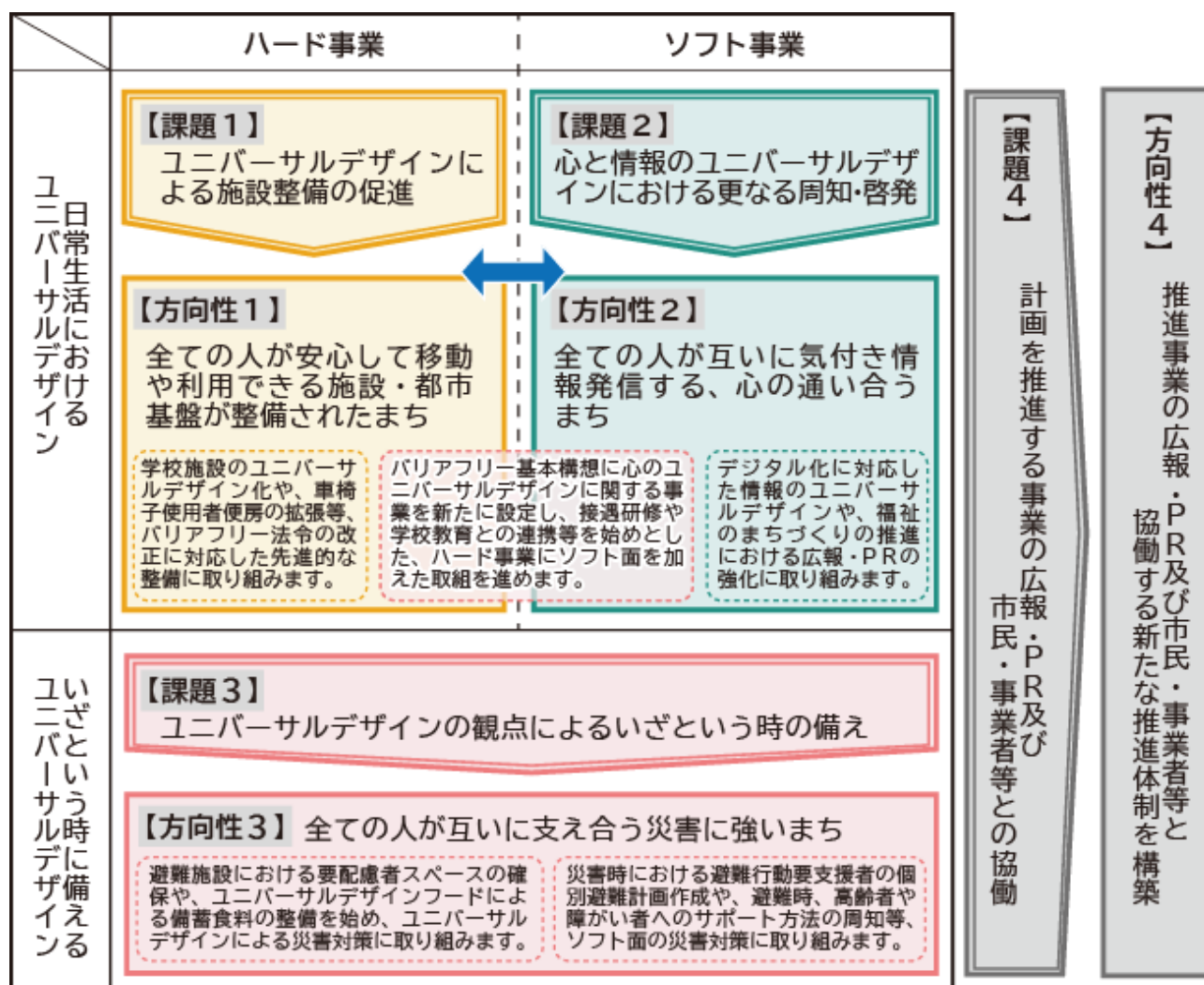
【課題4】市民・事業者との協働

協議会の外部評価では、「第2次計画では、町田市の各事業において、広報が弱いということが分かりました。市は取り組んでいるのに、市民に伝わっていないのではないのでしょうか。次期計画にどうやって計画の推進事業を周知していくか、検討する必要があると思います。」という意見や、「一部の事業で市民参加の機会や市民意見の収集が不十分であると思います。」という意見があり、これまで以上に広報・PRや、市民・事業者等との協働に取り組んでいく必要があります。

5 第2次計画の課題から計画策定の必要性和その方向性

町田市では、「4 第2次計画の課題」に対応するため、更なるユニバーサルデザインの考え方によるハード整備、心や情報のユニバーサルデザインの普及啓発とこれまでの取組に加え、ユニバーサルデザインの災害対策、広報・PRや市民協働の推進体制を構築し、「ユニバーサル社会」を実現する新たな計画を策定する必要があります。

また、その計画策定の方向性としては、「4 第2次計画の課題」の【課題1】から【課題4】の課題に対して、【方向性1】から【方向性4】の方向性に整理します。



3 計画で目指すまちの未来像

ユニバ計画では、次のまちの未来像を目指します。

全ての人が、日常生活やいざという時などあらゆるシーンにおいて、安全・快適で、一人ひとりの人間として尊重され、いきいきと暮らすことのできる社会

4 計画の目標と方針

1 計画の目標

未来像の実現に向け、第2次計画の課題等を踏まえた次の目標を設定します。

- | |
|------------------------------------|
| ① 全ての人が安心して移動や利用できる施設・都市基盤が整備されたまち |
| ② 全ての人が情報の発信や共有ができ、互いに心の通い合うまち |
| ③ 全ての人が互いに支え合う災害に強いまち |

2 目標を達成するための方針

ユニバ計画では、福祉のまちづくり総合推進条例の理念に基づく、福祉のまちづくり・ユニバーサルデザインに関する取組を着実に進めるに当たり、第2次計画からの方針を引き継ぎます。

(1) みんなで取り組む

ア 市民（団体）、事業者、関係機関、市の協働による推進

鉄道駅、道路、店舗等のバリアフリー化はそれぞれに進められ、一定の効果を上げています。しかし、駅は公共交通事業者、道路は市を始めとする自治体や国、店舗は事業者等、各施設は、個別に整備、管理、運用されているため、それぞれの施設をつなぐ経路が円滑化されず、結果として各施設の利用がしづらい状況も起きています。

現在、市内10地区のバリアフリー基本構想が策定されていますが、今後、より広くユニバーサル社会を実現する取組を推進していくためには、多様なユーザーや市民の参加・意見を取り入れつつ、市と市民（団体）、事業者、関係機関等、地域のあらゆる主体が連携し、一体となる必要があります。

イ 参加

多様な人が使いやすい、生活しやすい環境をつくる、ユニバーサル社会を実現する取組を進めるためには、多様な人々のニーズを把握する必要があります。そのためには、多様な人が、福祉のまちづくり・ユニバーサルデザインの取組に早期の段階から参加し、ニーズや意見を述べる機会が設けられることや、検討の状況などの情報を広く公開していくことも必要です。このことが、福祉のまちづくりの取組を担う人材の育成にも繋がっていきます。

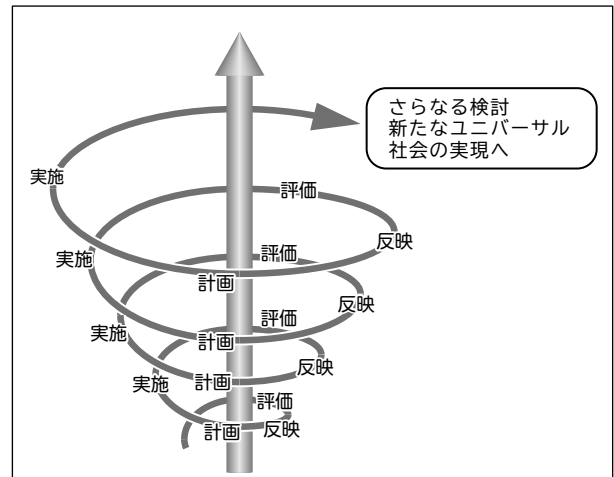
ウ 理念・情報の共有

市民（団体）、事業者、関係機関、市の協働によりユニバーサル社会を実現する取組を効果的に推進するためには、各主体が、多様な人が使いやすい、生活しやすい環境をつくる「ユニバーサルデザイン」の理念を理解した上で、市民・ユーザーにはどのようなニーズがあるのか、何が問題となっているのかなどの情報を共有していく必要があります。また、推進事業の広報・PR活動に取り組むことにより、ユニバーサル社会を実現する取組の周知・啓発に繋がっていきます。

(2) 継続して進める

○取組の評価、検証、スパイラルアップ

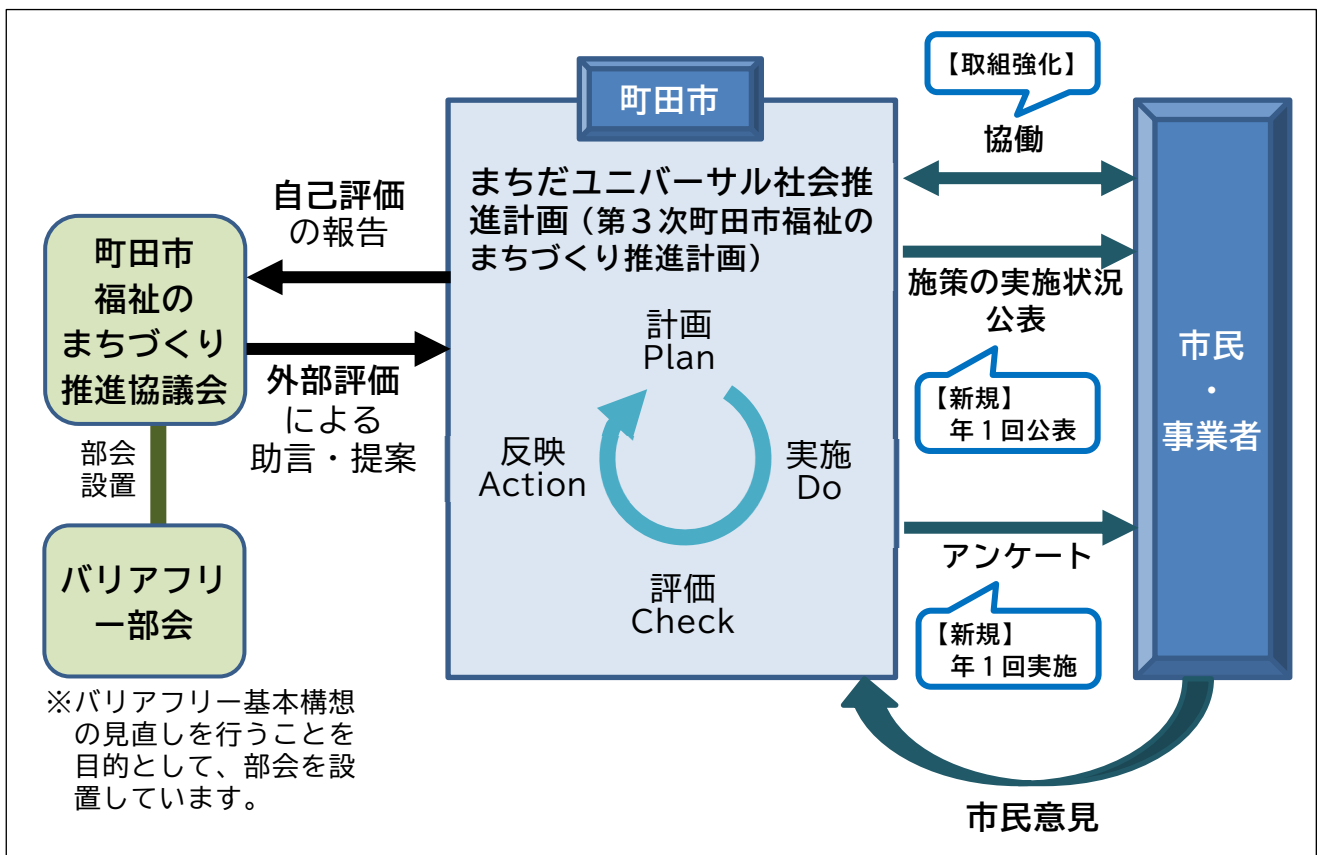
ユニバーサル社会を実現する取組を進めるに当たっては、多様な人々の参加やニーズに基づき、市、関係機関、事業者等、地域のあらゆる主体と連携して目標に向けた取組を進めていくことになります。また、取組が完了した後、改めて、目標が達成されたかどうか、事業の推進過程で市民参加や意見反映ができたかどうか、そのほか満足度などを評価し、次の取組に生かしていく、スパイラルアップ（計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、反映（Action）を繰り返すことで継続的に事業改善を行います。右図参照。）が必要となります。



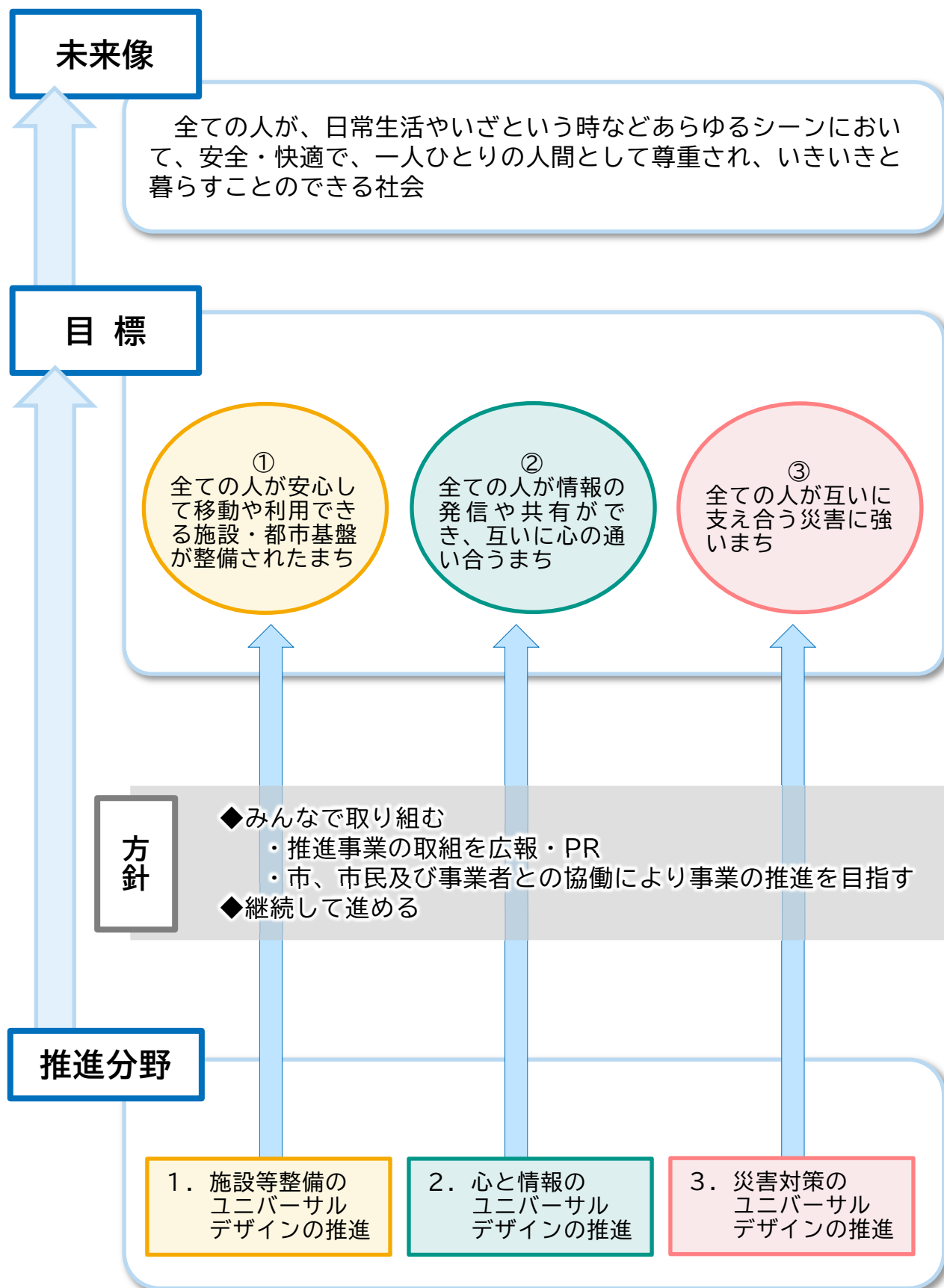
■ スパイラルアップを図で示したもの

評価に当たっては、各事業の担当者が主体的に事業の改善と質の向上を展開するための「自己評価」と、客観的かつ専門的な課題を把握するための「外部評価」を組み合わせた評価手法を導入し、事業の進捗状況だけでなく、取組の課題を適切に把握し、改善（スパイラルアップ）に活かすことを目指します。

■ 「みんなで取り組む」・「継続して進める」計画推進のイメージ



■ まちだユニバーサル社会推進計画（第3次町田市福祉のまちづくり推進計画）の全体像



持続可能な開発目標（SDGs）とは、2015年9月の国連サミットで採択された、持続可能な世界の実現のために2030年までに世界中で取り組む国際目標です。持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17のゴールから構成され、未来を見据えたバックカスティングの発想を活用し「誰一人取り残さない」ために、先進国を含めた全ての国で取り組みが進められ、町田市においても積極的に推進しているところです。

この「誰一人取り残さない」持続可能な社会を目標とするSDGsは、全ての人が暮らしやすい地域社会を目指すユニバーサル社会の実現を目指すユニバ計画の未来像と合致することから、SDGsの目標と連動して本計画を推進します。

SDGsの17の目標

	 【水・衛生】 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。	 【持続可能な生産と消費】 持続可能な生産消費形態を確保する。
 【貧困】 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。	 【エネルギー】 全ての人々の、安価かつ信頼でできる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。	 【気候変動】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
 【飢餓】 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。	 【経済成長と雇用】 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。	 【海洋資源】 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
 【保健】 あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。	 【インフラ、産業化、イノベーション】 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。	 【陸上資源】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
 【教育】 全ての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。	 【不平等】 各国内及び各国間の不平等を是正する。	 【平和】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
 【ジェンダー】 ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う。	 【持続可能な都市】 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。	 【実施手段】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

ユニバーサル社会の実現に向けた取組 ～3つの推進分野と30の推進事業～

ユニバーサル社会を実現する取組や事業を体系化し、福祉のまちづくり総合推進条例の理念に基づく、総合的・一体的な推進を図ります。

計画の実行においては、[4]-1（計画の目標）を踏まえ、総合的に施策を展開するため、「施設等整備のユニバーサルデザインの推進」、「心と情報のユニバーサルデザインの推進」、「災害対策のユニバーサルデザインの推進」の3つの「推進分野」別に30の推進事業を定めます。

また、[4]-2（方針）で示した「みんなで取り組む」「継続して進める」という2つの方針に基づき、福祉のまちづくり・ユニバーサルデザインの取組の実効性を高めるための仕組みづくりを進める上で重要な事業を「重点事業」として位置づけ、推進します。

2022年4月から11月の期間は、ユニバ計画における一部の推進事業（第2次計画から継続する事業のみ）を継続実施し、ユニバ計画策定時（2022年12月）には継続実施している推進事業をユニバ計画に組み入れ本実施とします。

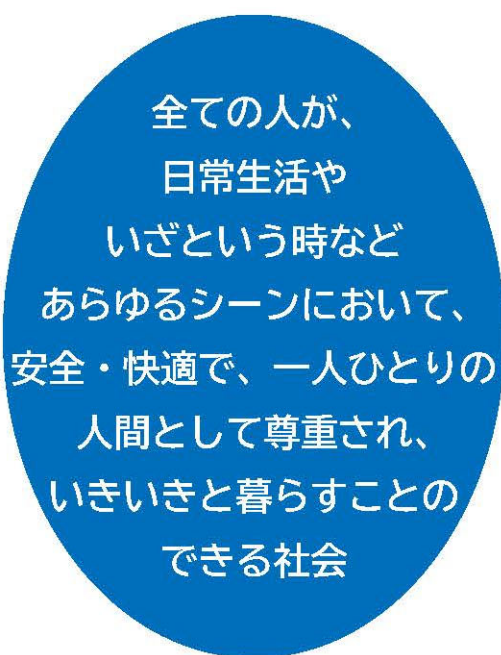
■ 2022年度におけるユニバ計画の推進事業イメージ

		2017年度～ 2021年度	2022年度	2023年度～ 2026年度
福祉の まちづくり 推進計画	計画 期間	第2次計画 2017年度～2021年度	(仮称) 第3次計画 2022年度～2026年度	
	推進 事業	事業実施	継続実施 4月～11月	新規事業 追加実施
			12月策定時 組み入れ ↓ 本実施 12月～3月 (継続実施分含む)	

※2022年度は「第2次計画」から継続する事業のみ実施

※「ユニバ計画」における新規事業は2023年度から実施

目指すまちの未来像



市民等にPRして、みんなで取り組む仕組みづくり

ロイ
ユニバーサル社会推進の広報・PR
市民等との協働による事業の推進

推進分野

1. 施設等整備の ユニバーサルデザインの推進

車椅子利用者対応トイレの拡張等、より一層の施設整備に取り組みます。

また、心のバリアフリー等のソフト対策を、バリアフリー基本構想に追加し、ハード対策とソフト対策を一体的に推進します。

2. 心と情報の ユニバーサルデザインの推進

これまで以上に学校と連携した、新たな心のバリアフリーの普及・啓発を行います。

また、デジタル化に対応した情報のユニバーサルデザインについても取り組みます。

3. 災害対策の ユニバーサルデザインの推進

発災時には避難施設としての機能を有する学校のバリアフリー化や、年齢や障がいのあるなしに関わらず、多くの人々が利用可能な備蓄食料の整備等、ハード面のユニバーサルデザインに取り組みます。

また、避難行動要支援者の名簿の作成や、避難時に高齢者や障がい者へのサポート方法の周知等、ソフト面の災害対策にも取り組みます。

推進事業

- 1 【重点事業】バリアフリー基本構想の進行管理
- 2 【重点事業】福祉のまちづくり総合推進条例・適合証制度の普及啓発
- 3 バリアフリー、ユニバーサルデザインによる市の建築物の整備
- 4 ユニバーサルデザインによる市立学校の教育環境整備
- 5 歩道のバリアフリー改善整備（歩道整備・舗装補修）
- 6 放置自転車対策
- 7 バリアフリー、ユニバーサルデザインによる公園の整備
- 8 公共トイレ計画の推進
- 9 住宅バリアフリー化改修工事の助成・住宅改修アドバイザーの派遣
- 10 交通環境・地域で支える交通（移動支援）の整備
- 11 共同配車センターの運営



- 12 【重点事業】心のバリアフリー、ユニバーサルデザインの普及啓発
- 13 市立小・中学校での心のバリアフリー教育の推進
- 14 福祉教育の実施
- 15 生涯学習におけるユニバーサルデザインの啓発
- 16 市職員の心のバリアフリー研修の実施
- 17 交通安全情報の発信及び交通安全学習の充実
- 18 【重点事業】情報のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進
- 19 手話通訳者・要約筆記者の派遣
- 20 「高齢者のための暮らしのてびき」及び「障がい者サービスガイドブック」の作成
- 21 「まちだ子育てサイト」による子育て情報の発信
- 22 図書館サービスのユニバーサルデザイン整備
- 23 「町田市バリアフリーマップ」の整備



- 24 【重点事業】避難施設のユニバーサルデザイン整備
- 25 避難行動要支援者名簿の作成
- 26 二次避難施設（福祉避難所）の確保
- 27 避難経路等のユニバーサルデザイン整備
- 28 避難輸送の体制整備
- 29 防災情報のユニバーサルデザイン整備
- 30 災害時における社会福祉施設等の情報共有体制整備



◆ 市民へ PR して、みんなで取り組むための仕組みづくり

イ ユニバーサル社会推進の広報・PR
ユニバーサル社会の実現に向けた取組を周知・啓発するため、推進事業の広報・PR活動に取り組む。
ロ 市民等との協働による事業の推進
市、市民及び事業者との協働により事業の推進を目指す。

◆ 3つの推進分野と30の推進事業の概要

《推進分野1》施設等整備のユニバーサルデザインの推進	
1	【重点事業】バリアフリー基本構想の進行管理 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」に基づき策定した、バリアフリー基本構想の進行管理を行い、駅施設及び周辺の道路などのバリアフリー整備を推進する。
2	【重点事業】福祉のまちづくり総合推進条例・適合証制度の普及啓発 「町田市福祉のまちづくり総合推進条例」に基づく施設整備の周知・啓発及び同条例の基準を満たす施設を証する「適合証」のある施設の増加・普及を目指す。
3	バリアフリー、ユニバーサルデザインによる市の建築物の整備 市の新築・既存施設について、高齢者、障がい者及び子育て世代を始めとする多様な使用者に配慮した施設整備を目指す。
4	ユニバーサルデザインによる市立学校の教育環境整備 障がいの有無や性別等に関わらず、共に育つことを基本として、インクルーシブな社会環境を整備していくことが求められており、学校においても、誰もが支障なく学校生活を送ることができるよう環境を整備する。
5	歩道のバリアフリー改善整備（歩道整備・舗装補修） 歩道のバリアフリー整備を行い、全ての人が安全で安心して歩ける快適な歩行空間を形成する。
6	放置自転車対策 駅周辺の放置自転車等を減少させ、歩行者に安心して快適な移動空間を提供する。
7	バリアフリー、ユニバーサルデザインによる公園の整備 人々のレクリエーションの空間であるほか、多様なニーズに対応し、地震などの災害時にも機能する場として、全ての人々にとって利用しやすい公園を整備する。
8	公共トイレ計画の推進 市民や来訪者がいつでもどこでもトイレを利用できる環境づくりを進めるため、公共トイレを整備する。
9	住宅バリアフリー化改修工事の助成・住宅改修アドバイザーの派遣 住宅改修を支援する制度の活用により、居住環境の向上を図り、高齢者や障がい者など全ての人が快適に暮らし続ける住宅を目指す。
10	交通環境・地域で支える交通（移動支援）の整備 多様な主体が行う多様な交通手段の中から自分に合った方法を選んで、目的地まで安全で快適に移動できるよう目指す。
11	共同配車センターの運営 高齢者や障がい者などの移動制約者が、地域において自立した社会生活を営むことができるよう、福祉輸送サービスの周知及び支援に取り組む。

《推進分野2》心と情報のユニバーサルデザインの推進

12 【重点事業】心のバリアフリー、ユニバーサルデザインの普及啓発

全ての人が高齢者や障がい者、子育て世代、外国人など、多様な方への理解を深め、地域における「支えあい」や「見守り活動」に繋がる地域福祉の向上を目指す。

13 市立小・中学校での心のバリアフリー教育の推進

障がいのある児童生徒にとっても、障がいのない児童生徒にとっても、共に社会性や人間性を育み、お互いを尊重し合う「心のバリアフリー教育」を推進する。

14 福祉教育の実施

地域に住む全ての人が幸せに暮らすためにはどうしたらいいかを考え、自立した個人がお互いにその存在を認め合い、個人と個人として全ての人と平等に関われる力を育てることを目指す。

15 生涯学習におけるユニバーサルデザインの啓発

ユニバーサルデザインやバリアフリー、福祉に関する事業を始めとして、生涯にわたる学習活動を総合的に支援する。

16 市職員の心のバリアフリー研修の実施

市役所を訪れる、高齢者、障がい者を始めとする多様な人に対し、支えあいのある柔軟な応接ができるよう、市職員の「心のバリアフリー」研修に取り組む。

17 交通安全情報の発信及び交通安全学習の充実

「事故を起こさない・事故に遭わない人づくり」を進めるため、交通安全情報の発信及び交通安全学習の充実を図る。

18 【重点事業】情報のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

必要なときに最適な手段で必要な情報を入手し、充実した生活を営むことができるような「情報バリアフリー」、情報のユニバーサルデザイン環境の整備を目指す。

19 手話通訳者・要約筆記者の派遣

聴覚障がいがある方が社会生活を送る上で受ける障がいを軽減させ、生活の向上を図る。

20 「高齢者のための暮らしのてびき」及び「障がい者サービスガイドブック」の作成

高齢者・障がい者に関わる相談窓口、支援制度・支援事業などの情報冊子を発行し、安心して生活できるまちを目指す。

21 「まちだ子育てサイト」による子育て情報の発信

子育てに関する知りたい情報、役立つ情報などを必要な人に的確に伝えることで、全ての人が安心して子育てのできる環境を創出する。

22 図書館サービスのユニバーサルデザイン整備

全ての人が利用しやすい図書館サービスを目指し、視覚障がい者等の読書環境を整備し、視覚障がい者等がより生活しやすい環境を提供する。

23 「町田市バリアフリーマップ」の整備

高齢者、障がい者及び子育て世代などの外出に必要な情報を提供し、外出支援、社会参加の促進に寄与することを目指す。

《推進分野3》災害対策のユニバーサルデザインの推進

24 【重点事業】避難施設のユニバーサルデザイン整備

災害時には良好な避難生活などが求められる防災機能を発揮できる施設整備を目指し、発災時には、全ての人が円滑に避難し避難生活を営むことができるよう目指す。

25 避難行動要支援者名簿の作成

平常時から関係機関等と避難行動要支援者名簿等を共有することで、災害時の避難行動要支援者の重層的な支援体制を構築する。

26 二次避難施設（福祉避難所）の確保

災害時、避難施設での生活が困難な要配慮者を受け入れる二次避難施設の確保を目指す。

27 避難経路等のユニバーサルデザイン整備

避難施設へ安全に安心して避難することができる避難経路の整備を目指す。

28 避難輸送の体制整備

避難行動要支援者の避難に際し、避難先への輸送を構築する。

29 防災情報のユニバーサルデザイン整備

全ての人が防災に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるよう目指す。

30 災害時における社会福祉施設等の連携体制整備

災害時において、社会福祉施設等を支援するため、施設の被災情報等を共有する体制整備を目指し、平常時から発災に備えた社会福祉施設等との情報共有体制を整備する。

6-1 市民等にPRして、みんなで取り組む仕組みづくり (2023年度～2026年度)

イ

ユニバーサル社会推進の広報・PR

新規

担当課：福祉総務課ほか

目的

- ・ユニバーサル社会の実現に向けた取組を周知・啓発するため、推進事業の広報・PR活動に取り組みます。

推進の取組内容

- ・推進事業の取組を広報・PRする方法を検討、実施します。
- ・毎年度、推進事業の実施状況を公表します。

実施目標

	2023	2024	2025	2026
・広報・PRの方法を検討・実施	●			→
・実施状況の公表	●			→

関連事業

全推進事業

ロ

市民等との協働による事業の推進

新規

担当課：当該事業の担当課

目的

- ・市、市民及び事業者との協働により事業の推進を目指します。
- ・高齢者及び障がい者を始めとする全ての人が使用する市の施設の新設・改修時において、当事者の参加や意見聴収により、誰もが使用しやすい施設づくりを目指します。

推進の取組内容

- ・各推進事業において、市民参加、市民意見の反映に取り組みます。
- ・市の施設の新設・改修の際、整備基準への適合だけでなく、全ての人が使用しやすい施設にするため、当事者等と共に検討・検証する仕組みを構築します。

実施目標

	2023	2024	2025	2026
・市民参加・市民意見の反映実施	●			→
・当事者参加による施設整備の方法を検討・実施	●			→

関連事業

全推進事業

6-2 3つの推進分野と30の推進事業 (2023年度～2026年度)

推進分野1 施設等整備のユニバーサルデザインの推進

重点

1 バリアフリー基本構想の進行管理

担当課：交通事業推進課

目的

- ・高齢者、障がい者を始めとする全ての人が安心して移動できる環境の整備促進を図ります。
- ・ハード・ソフト両面の政策を充実させ、高齢者や障がい者を始めとする全ての人が暮らしやすい、ユニバーサル社会の実現を図ります。

推進の取組内容

- ・バリアフリー法に基づき策定した、市内10地区のバリアフリー基本構想の実施スケジュールに従って進行管理を行います。
- ・市内10地区のバリアフリー基本構想につき、地区の現況や現行の法令に即して改定を行うなど、一定期間ごとに内容の検討を行います。
- ・全地区の基本構想に「教育啓発特定事業」を位置付けます。

実施目標

	2023	2024	2025	2026
・バリアフリー基本構想の進行管理	●	→	→	→
・バリアフリー基本構想の改定を検討	●	→	→	→
・全地区の基本構想に教育啓発特定事業を追加		●	→	→

【各地区の基本構想に基づく整備事例（整備主体は各管理者）】

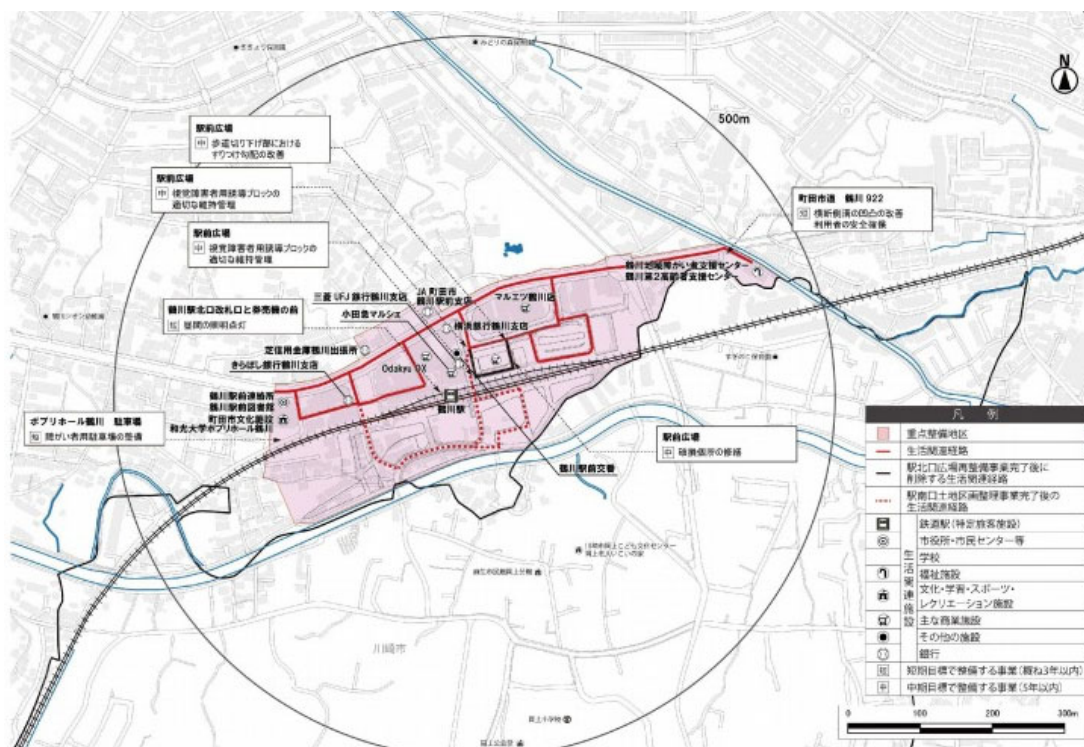


▲ 多摩境駅前広場のエレベーター



▲ ポプリホール鶴川の障がい者用駐車場

【重点整備地区と特定事業（鶴川駅周辺地区の例）】



- ・市内 10 箇所の重点整備地区内において、各事業者の具体的な事業内容を示した特定事業の進行管理等を行います。

関連事業

- 3 バリアフリー、ユニバーサルデザインによる市の建築物の整備
- 4 ユニバーサルデザインによる市立学校の教育環境整備
- 5 歩道のバリアフリー改善整備（歩道整備・舗装補修）
- 6 放置自転車対策
- 7 バリアフリー、ユニバーサルデザインによる公園の整備
- 8 公共トイレ計画の推進
- 10 交通環境・地域で支える交通（移動支援）の整備
- 12 心のバリアフリー、ユニバーサルデザインの普及啓発
- 13 市立小・中学校での心のバリアフリー教育の推進
- 14 福祉教育の実施
- 15 生涯学習におけるユニバーサルデザインの啓発
- 16 市職員の心のバリアフリー研修の実施
- 18 【重点事業】情報のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進
- 23 「町田市バリアフリーマップ」の整備
- 24 【重点事業】避難施設のユニバーサルデザイン整備
- 27 避難経路等のユニバーサルデザイン整備

重点

2 福祉のまちづくり総合推進条例・適合証制度の普及啓発

担当課：福祉総務課、土地利用調整課

目的

- ・ユニバーサルデザインの理念を実現する「町田市福祉のまちづくり総合推進条例」に基づく施設整備の周知・啓発及び同条例の基準を満たす施設を証する「適合証」のある施設の増加・普及を目指します。

推進の取組内容

- ・町田市福祉のまちづくり総合推進条例に基づく施設整備について、周知・啓発に取り組みます。
- ・一定規模以上の施設整備に対して、同条例における協議や検査を行います。
- ・事業者による施設整備において取得したくなる「適合証」のあり方を検討します。
- ・法改正等の必要に応じて、「町田市福祉のまちづくり総合推進条例施行規則」の改正や「整備基準等マニュアル」の改定を実施します。

実施目標

	2023	2024	2025	2026
・制度の周知、啓発	●	→	→	→
・「適合証」のあり方を検討	●	→	→	→

【取組事例】



福祉のまちづくり総合推進条例

整備基準等マニュアル

(左／建築物・共同住宅等編 表紙
右／道路・公園・公共交通施設・
路外駐車場編 表紙)

関連事業

- 3 バリアフリー、ユニバーサルデザインによる市の建築物の整備
- 4 ユニバーサルデザインによる市立学校の教育環境整備
- 5 歩道のバリアフリー改善整備（歩道整備・舗装補修）
- 7 バリアフリー、ユニバーサルデザインによる公園の整備
- 24 避難施設のユニバーサルデザイン整備

3

バリアフリー、ユニバーサルデザインによる市の建築物の整備

担当課：当該施設の管理課、福祉総務課、営繕課、土地利用調整課

目的

- ・市の新築・既存施設について、高齢者、障がい者及び子育て世代を始めとする多様な使用者に配慮した施設整備を目指します。

推進の取組内容

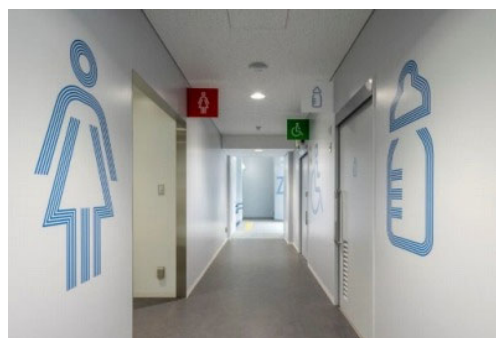
- ・市の施設は、福祉のまちづくり総合推進条例整備基準に適合するよう率優先的に整備し、適合証の取得に努めます。
- ・施設整備の知見について、情報共有する新たな仕組みを検討します。

実施目標

	2023	2024	2025	2026
・各新築・改修施設の整備	●	→	→	→
・施設整備における知見の情報共有	●	→	→	→

【2021年に改修した町田市立陸上競技場の整備例】

- ・文字や言語によらず分かりやすく情報を伝えるため、陸上競技場のトラックをモチーフとしたピクトグラム（案内用図記号）を使用しています。壁に大きくピクトグラムを表示することで、エリアや場所などを直感的に認識することができます。



関連事業

- 1 バリアフリー基本構想の進行管理
- 2 福祉のまちづくり総合推進条例・適合証制度普及啓発
- 4 ユニバーサルデザインによる市立学校の教育環境整備

4 ユニバーサルデザインによる市立学校の教育環境整備

担当課：施設課、新たな学校づくり推進課

目的

- ・障がいの有無や性別等に関わらず、共に育つことを基本として、インクルーシブな社会環境を整備していくことが求められており、学校においても、誰もが支障なく学校生活を送ることができるよう環境を整備します。

推進の取組内容

- ・学校施設の整備に当たっては、町田市福祉のまちづくり総合推進条例において定める整備基準等を基本として整備します。
- ・学校施設が児童・生徒以外に保護者や地域住民が利用することを考慮し、ピクトグラムを併用するなど誰にでも分かりやすいサインを計画して整備します。

実施目標

	2023	2024	2025	2026
・学校施設におけるユニバーサルデザインの推進	●	→	→	→

【事業概要】



▲ 新たな小学校の教室イメージ



▲ 新たな中学校の教室イメージ



◀ ラーニングセンターのイメージ

関連事業

- 1 バリアフリー基本構想の進行管理
- 2 福祉のまちづくり総合推進条例・適合証制度普及啓発
- 3 バリアフリー、ユニバーサルデザインによる市の建築物の整備
- 2 4 避難施設のユニバーサルデザイン整備

5 歩道のバリアフリー改善整備（歩道整備・舗装補修）

担当課：道路整備課、道路維持課

目的

- ・歩道のバリアフリー整備を行い、全ての人が安全で安心して歩ける快適な歩行空間を形成します。

推進の取組内容

- ・主として地域住民が利用する交通量の多い道路や新規の道路築造事業（都市計画道路等）に伴い、だれもが安全で安心して歩ける歩道を設置します。
- ・街路樹の根上りについて解消するため、歩道舗装補修工事を行います。

実施目標

	2023	2024	2025	2026
・歩道整備新設延長	●	→	→	→
・歩道舗装補修工事	●	→	→	→

【歩道のバリアフリー整備事例】

- ◆相原駅西口広場、相原駅前通り（都市計画道路3・4・47号線）のセミフラット型歩道整備



- ・セミフラット型とは、高齢者や視覚障がい者、車いす使用者等を含むすべての歩行者にとって安全で円滑な移動が可能となる構造で、歩道面を車道面より高く、かつ縁石天端えんせきてんぱの高さより低くした歩道形式のことをいいます。



【歩道舗装の補修事例】

◆事例１ 劣化したインターロッキングブロック舗装の補修



《施工前》



《施工後》

◆事例２ 根上がりにより傷んだ歩道舗装の補修



《施工前》



《施工後》

【市民通報アプリ「まちピカ町田くん」】

町田市 道路の陥没、街路灯の球切れ、カーブミラーの破損など
市民通報アプリ「まちピカ町田くん」で教えてください

あっけない見つけたら → 現状の詳細写真を添付 → 位置情報を地図で確認 → 通報メールをスマホで送信

道路管理課 電話 042-724-4245

App Store

Google Play

※アプリ以外でも来所、メールフォーム、市長への手紙などで道路等に関する不具合を受け付けています。ただし、バリアフリー化などの大きな要望に関しては、町内会、自治会単位で要望をいただくことにしています。

関連事業

- 1 バリアフリー基本構想の進行管理
- 2 福祉のまちづくり総合推進条例・適合証制度普及啓発

6 放置自転車対策

担当課：道路管理課

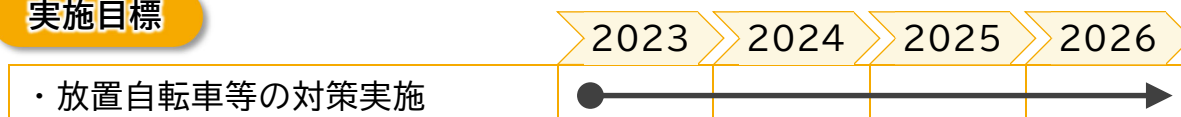
目的

- ・ 駅周辺の放置自転車等を減少させ、歩行者に安心して快適な移動空間を提供します。

推進の取組内容

- ・ 駅周辺に放置禁止区域を設置し、放置自転車に対する警告・撤去を行います。
- ・ 駐輪場シェアサービス「みんなの SHARE-LIN」により、空いている土地・スペースを駐輪場として活用することで、放置自転車等の減少に取り組みます。
- ・ 町田市駅周辺の駐輪場マップの作成・配布を行います。

実施目標



【取組事例】

- ・ 駐輪場の整備及び駐輪場の利用促進をすることで、放置自転車を減少させ、駅周辺の道路、その他の公共の場所における通行機能の確保及び歩行者の安全保持を図ります。

	2019 年度	2020 年度	2021 年度
撤去実施延べ回数〔回〕	928	988	1,050
撤去台数〔台〕	2,458	1,428	1,131
市営・公営駐輪場施設数〔箇所〕	30	30	34

		2019 年度	2020 年度	2021 年度
各駅周辺における放置自転車等の総台数〔台〕	目標	15,086	10,581	6,572
	実績	12,581	8,572	7,096

- ・ 放置自転車啓発のため、市内小中学生から啓発ポスターの原画を募集し、市内のポップサインなどで活用しています。

関連事業

- 1 バリアフリー基本構想の進行管理
- 8 公共トイレ計画の推進

7 バリアフリー、ユニバーサルデザインによる公園の整備

担当課：公園緑地課

目的

- ・人々のレクリエーションの空間であるほか、多様なニーズに対応し、地震などの災害時にも機能する場として、高齢者、障がい者、子ども等を含む全ての人々にとって利用しやすい公園の整備を目指します。

推進の取組内容

- ・「町田市福祉のまちづくり総合推進条例」の整備基準等に基づき、引き続き、公園のバリアフリー、ユニバーサルデザイン整備に取り組みます。
- ・障がいの有無に関わらず、あらゆる子ども達が一緒に遊べる遊具広場整備に取り組みます。

実施目標

	2023	2024	2025	2026
・公園のバリアフリー、ユニバーサルデザイン整備	●	→	→	→
・遊具広場整備（野津田公園）	●	→	→	→

【公園のバリアフリー整備事例】



町田薬師池公園 四季彩の杜 西園



芹ヶ谷公園

関連事業

- 1 バリアフリー基本構想の進行管理
- 2 福祉のまちづくり総合推進条例・適合証制度普及啓発

8 公共トイレ計画の推進

担当課：環境共生課

目的

- ・市民や来訪者がいつでもどこでもトイレを利用できる環境づくりを進めるため、公共トイレの整備を進めます。

推進の取組内容

- ・公共施設のトイレだけでなく、民間の店舗等の商業施設のトイレ開放協力店を継続的に募集します。
- ・協力店にはステッカーを配布し、一目でわかる工夫をします。
- ・公共トイレ協力店や公共施設トイレ等の情報を掲載した「町田市シティマップ」を作成し、配布します。またホームページ等に掲載し周知します。

実施目標

	2023	2024	2025	2026
・公共トイレ協力店等の周知	●			→

【取組事例】

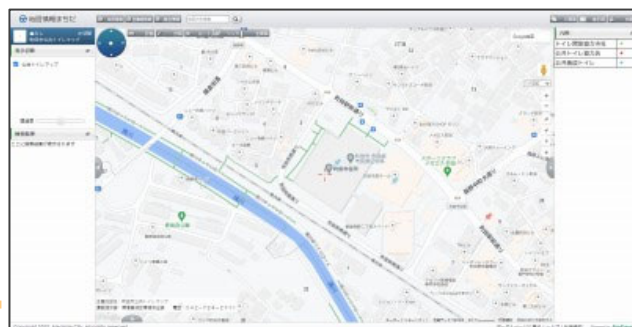
- ・公共トイレ協力店は店頭ステッカーを設置しています。



- ・「町田市シティマップナビタ」を配布し、サイクリングや散策をされる方等にも公共トイレ協力店や公共施設のトイレ等の情報を発信し、気軽に町田市内の観光スポットを楽しく安心して回ることが出来る取り組みを進めています。



- ・「地図情報まちだ」を活用すると、公共施設のトイレや公共トイレ協力店等の情報を地図上で検索することができます。



関連事業

- 1 バリアフリー基本構想の進行管理
- 6 放置自転車対策

9

住宅バリアフリー化改修工事の助成・住宅改修アドバイザーの派遣

担当課：住宅課、介護保険課、障がい福祉課

目的

- ・住宅改修を支援する制度の活用により、居住環境の向上を図り、高齢者や障がい者など全ての人が快適に暮らし続ける住宅を目指します。

推進の取組内容

- ・だれもが安全に支障なく自立した生活が営めるようにするために行う住宅の改修工事について、その費用の一部を助成します。
- ・高齢者、障がい者が、介護保険法、障害者総合支援法等に基づく給付事業として住宅改修を行うに当たり、住宅改修アドバイザーを無料で派遣します。

実施目標

	2023	2024	2025	2026
・住宅バリアフリー化改修工事助成の実施	●	→	→	→
・住宅改修アドバイザー派遣の実施	●	→	→	→

【アドバイザー派遣による住宅（トイレ）改修事例】



《改修前》

段のある和式便器



《改修後》

洋式便器に交換し、段差を解消

【アドバイザー派遣制度の概略】

〔アドバイザー派遣を受けられる方〕

- ・介護保険法に規定する居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給対象となる住宅改修を行う方。
- ・町田市在宅高齢者生活支援事業実施要領に規定する住宅改修予防給付事業または住宅設備改修給付事業の対象となる住宅改修を行う方。
- ・町田市身体障がい者等住宅設備改善給付事業実施要綱に定める住宅設備改善給付事業の対象となる住宅改修(障害者総合支援法に規定する日常生活用具給付事業)を行う方。

〔アドバイザーとして登録している専門家〕

- ・建築士、理学療法士または作業療法士の資格を有する者(2022年現在29名が登録)

〔アドバイザーの業務内容〕

- ・ケアマネジャーや施工業者とともに対象者の住宅を訪問して、住宅改修に関する相談に応じるとともに、住宅の状況や身体の状態を踏まえて必要な助言を行います。また、必要に応じて、住宅改修に係る見積書や改修図面の確認、改修工事完了後の確認を行います。

10 交通環境・地域で支える交通（移動支援）の整備

担当課：交通事業推進課、高齢者福祉課

目的

- ・多様な主体が行う多様な交通手段の中から自分に合った方法を選んで、目的地まで安全で快適に移動できるよう目指します。

推進の取組内容

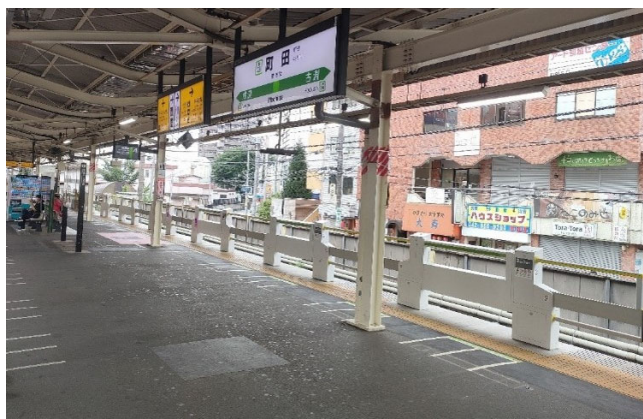
- ・鉄道駅ホームドアの整備を支援します。
- ・市は、地域の住民で構成される地域組織とバス事業者、行政の三者協働のもとで地域コミュニティバスの運行事業費の補助を行います。
- ・地域支え合い活動として移動困難な方の移動支援を行う町内会・自治会や住民ボランティア団体の立ち上げを支援します。

実施目標

	2023	2024	2025	2026
・整備補助によるホームドアの設置	●	→	→	→
・多様な主体が連携した交通の取組や新たな交通の実用化・実証実験	●	→	→	→
・地域の相談に対応し地域で取り組む移動サービスの支援	●	→	→	→

【鉄道駅のホームドア整備】

- ・鉄道事業者に対しホームドアの整備に係る事業費の補助を行うことで、鉄道駅のホームドア整備の促進を図ります。



【取組事例】

- ・各地域の協議会、バス事業者、町田市の三者で協働し、地域の移動を支えるコミュニティバスの運行を行っています。
- ・市は運行状況に応じた運行事業費の補助を行っています。



たまちゃんバス



かわせみ号

- ・地域で買い物や外出に困っている高齢者が増えている中で、地域住民や地域活動団体、事業所等が協力して、支え合い型の移動支援の取組が始まっています。市では、高齢者支援センターや社会福祉協議会と連携して、このような地域主体の取り組みが広がっていくよう支援しています。



鞍掛台地区を走る「くらちゃん号」



忠生 2 丁目地区を走る
おかいものバス「かしのみ号」

関連事業

- 1 バリアフリー基本構想の進行管理
- 1 1 共同配車センターの運営

11 共同配車センターの運営

担当課等：福祉総務課、社会福祉協議会

目的

- ・近年、少子高齢化の進展などにより、移動制約者の福祉輸送に対するニーズも多様化しています。高齢者や障がい者などの移動制約者が、地域において自立した社会生活を営むことができるよう、福祉輸送サービスの周知及び支援に取り組みます。

推進の取組内容

- ・「高齢者のための暮らしのてびき」、「障がい者サービスガイドブック」及びホームページなどの媒体で福祉輸送サービスの周知を図ります。
- ・共同配車センターの運営に当たっては、町田市社会福祉協議会が、NPO、タクシー事業者、市と連携し、利用者アンケートの実施などを通じて、サービスの向上や課題解決などの役割を担います。
- ・市は共同配車センターの運営事業費の補助を行います。

実施目標

	2023	2024	2025	2026
・福祉輸送サービスの周知及び支援	●	→	→	→

【福祉輸送サービス共同配車センター】

- ・移動が困難な高齢者及び障がい者の外出を支援しています。
- ・「やまゆり号」、「あいちゃん号」の配車・運行、相談、利用登録などを行っています。（利用には事前登録が必要です。）

《問合せ先》

町田市福祉輸送サービス共同配車センター
TEL (FAX 兼) : 042-727-6361



関連事業

- 10 交通環境・地域で支える交通（移動支援）の整備
- 28 避難輸送の体制整備

重点

12 心のバリアフリー、ユニバーサルデザインの普及啓発

担当課：福祉総務課

目的

- ・「心のバリアフリー、ユニバーサルデザイン」を地域へ普及啓発することにより、全ての人が高齢者や障がい者、子育て世代、外国人など、多様な方への理解を深め、地域における「支え合い」や「見守り活動」に繋がる地域福祉の向上を目指します。

推進の取組内容

- ・教育啓発特定事業における心のバリアフリーの啓発方法を検討し、関連課等と連携して心のバリアフリーの普及啓発に取り組みます。
- ・心のバリアフリーの認知度向上を図ります。
- ・学校や町田市社会福祉協議会と連携し、心のバリアフリー啓発を行います。
- ・「心のバリアフリーハンドブック」を全面改訂し、教育啓発特定事業で活用します。

実施目標

	2023	2024	2025	2026
・教育啓発特定事業における心のバリアフリーの啓発方法を検討・普及啓発の実施	●	→	→	→
・心のバリアフリーの認知度（50%以上）	●	→	→	→
・「心のバリアフリーハンドブック」全面改訂	●	→		

【取組事例】



▲ 市庁舎のバリアフリー設備見学の様子

関連事業

- 1 バリアフリー基本構想の進行管理
- 1 3 市立小・中学校での心のバリアフリー教育の推進
- 1 4 福祉教育の実施
- 1 5 生涯学習におけるユニバーサルデザインの啓発
- 1 6 市職員の心のバリアフリー研修の実施

13 市立小・中学校での心のバリアフリー教育の推進

担当課：指導課、教育センター

目的

- ・児童生徒の発達段階に応じた小・中学校教育において、障がいのある児童生徒にとっても、障がいのない児童生徒にとっても、共に社会性や人間性を育み、お互いを尊重し合う「心のバリアフリー教育」を推進します。

推進の取組内容

- ・通常の学級と特別支援学級（特別支援学校）との交流を図ることで、交流及び共同学習を推進します。
- ・教育啓発特定事業における「学校連携教育事業」に取り組みます。

実施目標

	2023	2024	2025	2026
・心のバリアフリー教育の実施	●	→	→	→

【取組事例】

- ・町田市では、子どもたちの社会性や豊かな人間性の育成、障がいに対する理解を深めることを目的として、市内小・中学校において、通常の学級と特別支援学級の子どもたちが共に活動する交流を行っています。また、特別支援学級が設置されていない市立小・中学校においては、2年毎に順番で東京都立町田の丘学園との学校間交流学習を実施しています。更に、特別支援学校との副籍制度に基づく交流活動も推進しており、将来の共生社会の担い手となる人材を育成しています。
- ・町田市立小・中学校では、総合的な学習の時間に、福祉施設への訪問、点字体験、車椅子体験、アイマスク体験、手話体験などを始め、障がい者との交流など通じて、障がいの社会モデルを知るための取組を行っています。

車椅子体験 ▶



関連事業

- 1 バリアフリー基本構想の進行管理
- 1 2 心のバリアフリー、ユニバーサルデザインの普及啓発
- 1 4 福祉教育の実施

14 福祉教育の実施

新規

担当課等：社会福祉協議会、福祉総務課

目的

- ・地域に住む全ての人が幸せに暮らすためにはどうしたらいいかを考え、自立した個人がお互いにその存在を認め合い、個人と個人として全ての人と平等に関われる力を育てます。

推進の取組内容

- ・福祉教育として、当事者による講話を交えた各種体験（車椅子、アイマスク、点字、手話等）を行います。
- ・教育啓発特定事業の「学校連携教育事業」の一取組として、福祉教育を実施します。
- ・市は町田市社会福祉協議会が実施する福祉教育事業に補助を行います。

実施目標

	2023	2024	2025	2026
・福祉教育の実施	●			→

【取組事例】

- ・福祉教育の実践は、多くの経験や時間が必要であり、当事者の日常生活を部分的に切り抜いて行う体験だけでは全ての理解を深めることは困難です。しかしながら、当事者から直接社会生活※について伺うことで、一人ひとり違うことが当たり前で、違うことが普通のことなのだという事への気づきのきっかけとする、一つの機会として実施します。

※「社会生活」とは、平等な社会参加、社会の側の環境整備に目を向けて頂きたい、との意を含んでいます。



▲ 視覚障がい者の講話



▲ 聴覚障がい者と手話体験

関連事業

- 1 バリアフリー基本構想の進行管理
- 1 2 心のバリアフリー、ユニバーサルデザインの普及啓発
- 1 3 市立小・中学校での心のバリアフリー教育の推進

15 生涯学習におけるユニバーサルデザインの啓発

担当課：生涯学習センター

目的

- ・ユニバーサルデザインやバリアフリー、福祉に関する事業を始めとして、生涯にわたる学習活動を総合的に支援します。

推進の取組内容

- ・社会状況に応じたテーマや当事者による講演、施設見学又は実習などの連続講座を通して、高齢者や障がい者への理解を深める講座を運営します。
- ・障がいのある青年が自立し、より豊かな生活を送ることができる力の獲得を目指す「障がい者青年学級」を開級します。

実施目標

	2023	2024	2025	2026
・「生涯学習センター」の事業計画に基づき運営	●			→

【取組事例】

- ・町田市在住、在勤及び在学の方を対象とした「まちだ市民大学 HATS」の「まちだの福祉」講座において、高齢者や障がい者福祉についての講義や実習、施設見学などのプログラムを実施します。
- ・障がい者青年学級は1974年に開設され、今ではおよそ150名の学級生が在籍しています。年間を通して月2回（土曜日または日曜日）、市内施設にて3学級に分かれて活動しています。



▲実習（車椅子体験）

関連事業

- 1 バリアフリー基本構想の進行管理
- 1 2 心のバリアフリー、ユニバーサルデザインの普及啓発

16 市職員の心のバリアフリー研修の実施

担当課：職員課、福祉総務課

目的

- ・市役所を訪れる、高齢者、障がい者を始めとする多様な人に対し、支え合いのある柔軟な応接ができるよう、市職員の「心のバリアフリー」研修に取り組みます。

推進の取組内容

- ・新規採用職員研修において、障がい者への理解促進を図るための研修や、ユニバーサルデザインのまちづくりを学ぶ研修を行います。
- ・研修の実施後は、受講者に対するアンケート等を実施し、より効果的な取組を検討し、実施していきます。

実施目標

	2023	2024	2025	2026
・職員研修の実施	●			→
・アンケート等の実施・検討	●			→

【新規採用職員研修の様子】



関連事業

- 1 バリアフリー基本構想の進行管理
- 1 2 心のバリアフリー、ユニバーサルデザインの普及啓発

17 交通安全情報の発信及び交通安全学習の充実

担当課：市民生活安全課

目的

- ・交通事故を減少させるには、交通ルールを学び、交通安全意識の向上に加え、交通マナーなど一人ひとりの思いやりの心をまちぐるみで醸成させていくことが重要です。「事故を起こさない・事故に遭わない人づくり」を進めるため、交通安全情報の発信及び交通安全学習の充実を図ります。

推進の取組内容

- ・交通手段によって、必要な交通ルールや交通マナーが異なるため、交通手段別に情報発信をしていきます。
- ・交通事故などの危険に対する対策や自身の身体機能を認知する必要があるため、年齢層別の交通安全学習を実施します。

実施目標

	2023	2024	2025	2026
・交通安全情報の発信及び交通安全学習の充実	●————→			

【取組事例】

- ・市内の小学校3年生を対象として、一時停止では必ず止まるなどの交通ルールや道路の視覚障がい者誘導用ブロックの上に自転車を停めないなど交通マナーに関する自転車教室を実施します。
- ・特別支援学校において、青信号が点滅したら止まるなど交通ルールや横断歩道を渡るときはドライバーと目を合わせるなど、障がいの程度に合わせた交通安全教室を実施します。



▲町田の丘学園における交通安全教室

重点 18 情報のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

担当課：福祉総務課、広報課

目的

- ・高齢者、障がい者及び子育て世代を始めとする全ての人が、必要なときに最適な手段で必要な情報を入手し、充実した生活を営むことができるような「情報バリアフリー」、情報のユニバーサルデザイン環境の整備を目指します。

推進の取組内容

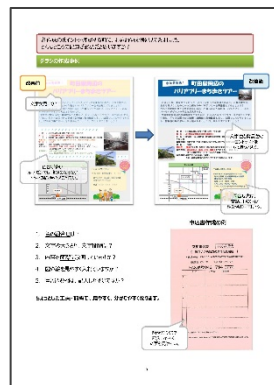
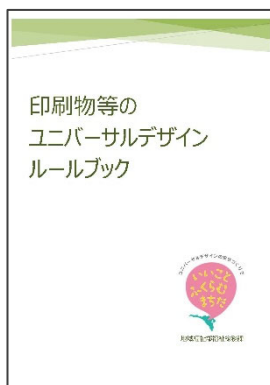
- ・市から発信する郵便物、案内、チラシ、ポスターなどについて、フォントの大きさ、色使い、音声対応、多言語表記など、情報のバリアフリー、ユニバーサルデザインのルールを周知します。
- ・「情報バリアフリーハンドブック」を全面改訂します。
- ・必要な情報が必要とする人に適切に届き情報格差を生まないよう、広報紙やホームページ、SNSなど複数の情報提供手段を併用して情報を発信します。

実施目標

	2023	2024	2025	2026
・情報のバリアフリー、ユニバーサルデザインの周知・啓発	●	→	→	→
・「情報バリアフリーハンドブック」全面改訂	●	→		
・広報活動の市民満足度（2026年度 72%以上）	●	→	→	→

【印刷物等のユニバーサルデザインルールブック】

- ・発信する情報媒体について、フォントの大きさや色使い等の情報のバリアフリー、ユニバーサルデザインのルールをまとめています。



【取組事例】

- ・「町田市ホームページ」のトップページ

<https://www.city.machida.tokyo.jp/>

文字サイズや色、
音声対応、
多言語対応等の機能が
充実しています



関連事業

- 1 バリアフリー基本構想の進行管理
- 2 1 「まちだ子育てサイト」による子育て情報の発信
- 2 9 防災情報のユニバーサルデザイン整備

19 手話通訳者・要約筆記者の派遣

担当課：障がい福祉課

目的

- ・聴覚障がいがある方が社会生活を送る上で受ける障がいを軽減させ、生活の向上を図ります。

推進の取組内容

- ・手話通訳者、要約筆記者を派遣しコミュニケーションを支援します。
- ・手話通訳者派遣制度利用者懇談会を年1回開催し、利用しやすい制度、新しい手話や技術について意見をいただき、以後の派遣活動に活かします。
- ・要約筆記者の派遣には、手書きとパソコンによるものがあります。利用される方の希望により派遣できるように周知をすすめます。

実施目標

	2023	2024	2025	2026
・手話通訳者、要約筆記者の派遣	●	→	→	→

【取組事例】



◀ 手話通訳者・要約筆記者派遣制度の説明ページ
(町田市のホームページ)

手話通訳者の派遣
(町田市主催の会議における手話通訳の様子) ▶



20

「高齢者のための暮らしのてびき」及び「障がい者サービスガイドブック」の作成

担当課：高齢者福祉課、障がい福祉課

目的

- ・高齢者・障がい者に関わる相談窓口、支援制度・支援事業などの情報冊子を発行し、安心して生活できるまちを目指します。

推進の取組内容

- ・各てびき・ガイドブックは必要に応じて改訂し、継続して配布します。また市のホームページでも公開します。
- ・「障がい者サービスガイドブック」は、音声版、点字版も別途作成します。また、「障がい者サービスガイドブック」には音声コードを入れます。

実施目標

	2023	2024	2025	2026
・各てびき・ガイドブックの発行及び配布	●			→

【高齢者のための暮らしのてびき】

- ・高齢者の皆様に関わる相談窓口、市の事業、施設などの情報をわかりやすくまとめた案内書です。高齢者福祉に関する問い合わせ先、生きがいづくりや介護予防について、介護保険制度の概要、市内の施設一覧等の情報を掲載しています。

《配布窓口》

いきいき生活部高齢者福祉課、市民部市民課、各市民センター、各駅前連絡所、各ふれあい館、各高齢者支援センター、各あんしん相談室



【障がい者サービスガイドブック】

- ・障がいに関する制度や問合せ先をまとめた障がい福祉サービスの情報冊子で年1回発行しております。



21 「まちだ子育てサイト」による子育て情報の発信

担当課：子ども総務課

目的

- ・子育てに関する知りたい情報、役立つ情報などを必要な人に的確に伝えることで、全ての人が安心して子育てのできる環境を創出することを目的とします。

推進の取組内容

- ・子育てに関する情報を集約したサイトを開設し、町田市の子育ての魅力や子育てに関する各種手続き、子どもセンターなどで実施するイベント情報の提供を行います。
- ・SNS を用いた情報発信を実施します。

実施目標

	2023	2024	2025	2026
・情報の更新及び配信	●	→	→	→

【取組事例】

「まちだ子育てサイト」トップ画面



SNS (Twitter) アカウント

「子ども・子育て情報」



関連事業

18 情報のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

22

図書館サービスのユニバーサルデザイン整備

新規

担当課：図書館

目的

- ・障がい者や高齢者、子育て世代を始めとする全ての人が利用しやすい図書館サービスを目指します。
- ・視覚障がい者等の読書環境を整備することにより、視覚障がい者等がより生活しやすい環境を提供します。

推進の取組内容

- ・マルチメディアデイジーなど視覚障がい者等が利用する資料の充実を図ります。
- ・ボランティアによる対面朗読や宅配サービス等に取り組みます。また、点訳・音訳ボランティア等に関する講座を実施します。
- ・来館することなく、インターネットを介して書籍の貸出しが受けられ、読書バリアフリーに配慮した「電子書籍サービス」を整備します。

実施目標

	2023	2024	2025	2026
・視覚障がい者等向け資料の充実	●	→	→	→
・ボランティアとの連携	●	→	→	→
・「電子書籍サービス」の提供	●	→	→	→

【障がい者サービス事業】

- ・通常の活字による読書が困難な方のために録音図書、点字図書、マルチメディアデイジー、大活字本等の貸出を行っています。
- ・ボランティアによる対面朗読や宅配サービス、点訳、音訳等を行っています。

障がい者サービスコーナー書架 ▶



【電子書籍サービス事業】

- ・インターネットを介して図書館資料を借りることができます。これにより来館せずに本を借りるだけでなく、読み上げ、拡大などの機能を気軽に活用できるようになります。

23

「町田市バリアフリーマップ」の整備

変更

担当課：福祉総務課

目的

- ・高齢者、障がい者及び子育て世代などの外出に必要な情報を提供し、外出支援、社会参加の促進に寄与することを目指します。

推進の取組内容

- ・各施設の整備状況の調査に基づき、情報の更新及び拡充を行い、「町田市バリアフリーマップ（Web版）」として情報提供します。併せて、「みんなのおでかけマップ（PDF版）」を作成します。
- ・スマートフォンによる検索性の向上から、デジタルの活用によるマップ利用の利便性確保を図ります。
- ・市は町田市バリアフリーマップの運営事業費の補助を行います。

実施目標

	2023	2024	2025	2026
・情報の更新・拡充	●	→	→	→
・デジタルを活用したマップの提供	●	→	→	→

【町田市バリアフリーマップ（Web版）】



関連事業

1 バリアフリー基本構想の進行管理

重点

24 避難施設のユニバーサルデザイン整備

新規

担当課：施設課、新たな学校づくり推進課、防災課

目的

- ・ 公立学校等は、災害時には地域の避難施設としての役割も果たすことから、良好な避難生活などが求められる防災機能を発揮できる施設整備を目指します。
- ・ 発災時には、全ての人が円滑に避難し避難生活を営むことができるよう目指します。

推進の取組内容

- ・ 避難先となる体育館において、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を実施します。
- ・ 避難施設内に、要配慮者スペースの確保に取り組みます。
- ・ 避難施設の各種案内表示にピクトグラムを整備し、適切な情報提供を行います。
- ・ 備蓄食料として、誰もが食べやすく栄養を得ることが出来るユニバーサルデザインフードを整備します。

実施目標

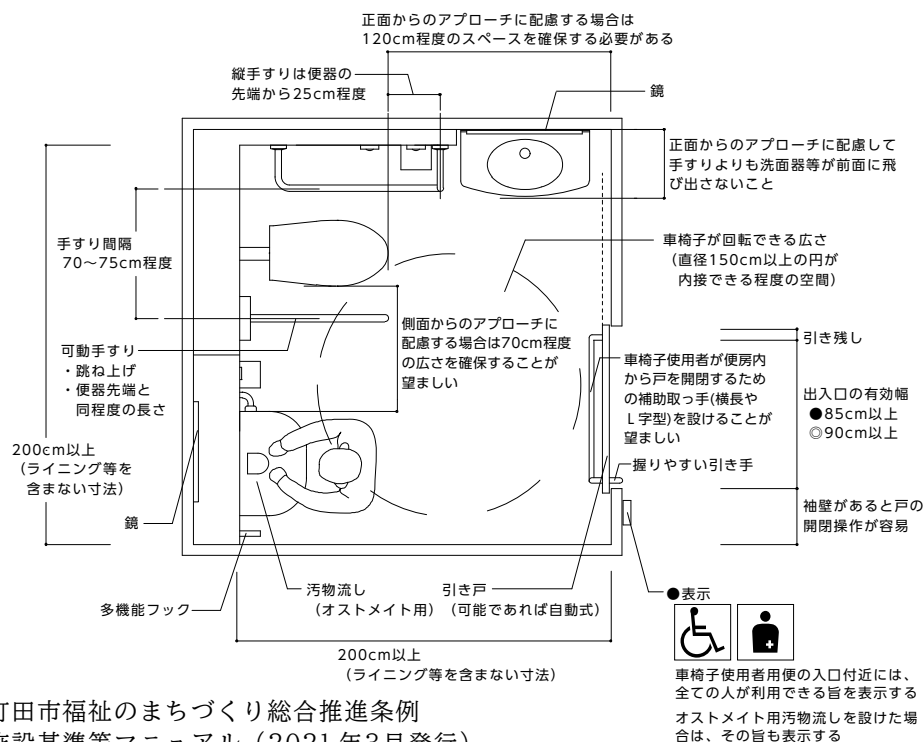
	2023	2024	2025	2026
・ 体育館のユニバーサルデザインによる施設整備	●	→	→	→
・ 避難施設の環境整備	●	→	→	→

【避難施設となる体育館の整備事例】

- ・ 体育館の出入口は段差を無くし、視覚障がい者誘導用ブロックを敷設、車椅子使用者を始めとする様々な人が出入りできるよう整備しました。

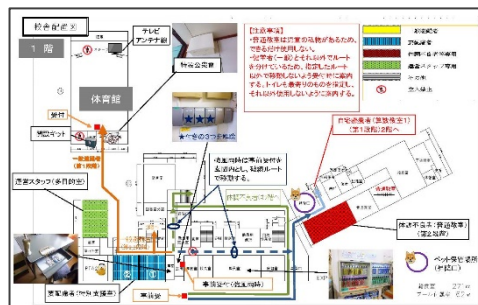


【避難施設となる体育館の整備例】



【取組事例】

- ・2019年10月に発生した「令和元年東日本台風」では、3,000人を超える避難者が発生したことから、避難施設における要配慮者の受け入れ態勢の更なる充実を図るため、高齢者・障がい者・妊産婦等の避難スペースを確保（部屋を分ける等）する取組みを推進します。
- ・「町田市避難施設感染防止対策マニュアル」を作成・周知し、避難施設の感染防止対策に取り組んでいます。（左下図）
- ・各種案内表示にピクトグラムを採用します。（中央下図）
- ・ユニバーサルデザインフォードの備蓄を推進します。（右下写真）



関連事業

- 1 バリアフリー基本構想の進行管理
- 2 福祉のまちづくり総合推進条例・適合証制度普及啓発
- 4 ユニバーサルデザインによる市立学校の教育環境整備

25 避難行動要支援者名簿の作成

新規

担当課：福祉総務課、障がい福祉課、いきいき総務課、子ども総務課、保健予防課

目的

- ・ 平常時から関係機関等と避難行動要支援者名簿等を共有することで、災害時の避難行動要支援者の重層的な支援体制の構築に取り組みます。

推進の取組内容

- ・ 避難行動要支援者名簿を作成し、平常時から関係機関等と共有します。
- ・ 避難行動要支援者名簿の対象者のうち、優先度の高い者の個別避難計画の作成を開始します。

実施目標

	2023	2024	2025	2026
・ 避難行動要支援者名簿の作成・提供	●	→	→	→

【避難行動要支援者名簿に記載等する事項】

災害対策基本法第49条の10第2項 抜粋

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 1 氏名
- 2 生年月日
- 3 性別
- 4 住所又は居所
- 5 電話番号その他の連絡先
- 6 避難支援等を必要とする事由
- 7 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

関連事業

- 26 二次避難施設（福祉避難所）の確保
- 27 避難経路等のユニバーサルデザイン整備
- 28 避難輸送の体制整備

26 二次避難施設（福祉避難所）の確保

新規

担当課：障がい福祉課、いきいき総務課、福祉総務課

目的

- ・災害時、避難施設での生活が困難な要配慮者を受け入れる二次避難施設（福祉避難所）の確保を目指します。

推進の取組内容

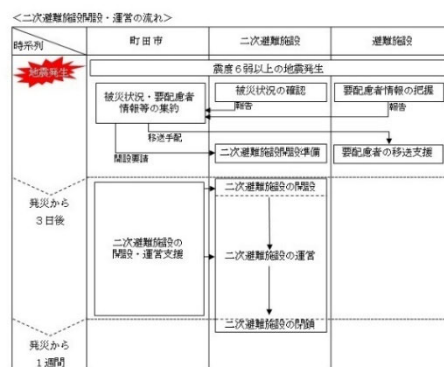
- ・二次避難施設（福祉避難所）の確保のため、市内の社会福祉施設等と協定を締結します。
- ・二次避難施設（福祉避難所）開設訓練を実施します。

実施目標

	2023	2024	2025	2026
・二次避難施設（福祉避難所）の設置に関する協定締結	●	→	→	→
・二次避難施設（福祉避難所）開設訓練の実施	●	→	→	→

【取組事例】

- ・二次避難施設（福祉避難所）とは、避難施設での生活が長期化し、そこでの生活が困難な要配慮者を市からの要請で受け入れる施設のことです。受け入れにあたっては、施設の状況などを総合的に判断して、対象者を二次避難施設（福祉避難所）へ移送します。【右図】
- ・2022年6月現在、54施設（高齢者福祉施設31施設、障がい者福祉施設23施設）と協定を締結し、二次避難施設（福祉避難所）として確保しています。
- ・1年に1回、町田市と協定締結施設が合同で、二次避難施設（福祉避難所）の開設・運営訓練を実施しています。



関連事業

- 25 避難行動要支援者名簿の作成
- 28 避難輸送の体制整備
- 30 災害時における社会福祉施設等の情報共有体制整備

27 避難経路等のユニバーサルデザイン整備

変更・新規

担当課：道路整備課、住宅課

目的

- ・高齢者、障がい者等を始め、避難施設へ安全に安心して避難することができる避難経路の整備を目指します。
- ・「町田市耐震改修促進計画」の考え方に基づき、災害時において、緊急車両や避難輸送を実施する福祉車両が通行できる道路の確保を目指します。

推進の取組内容

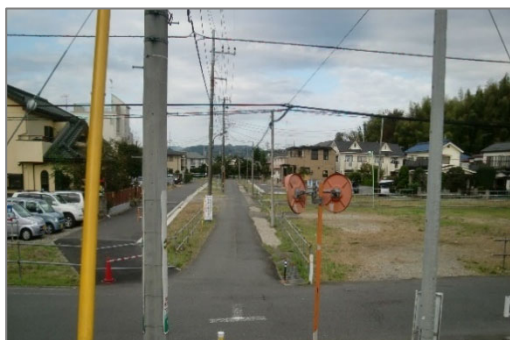
- ・台風や地震時に、電柱の倒壊による道路閉鎖を抑止し、避難経路等の確保に取り組めます。
- ・地震によるブロック塀の倒壊を防止するため、道路等に面する危険なブロック塀などの撤去費用の一部を助成します。

実施目標

	2023	2024	2025	2026
・無電柱化整備	●	→	→	→
・ブロック塀等撤去助成	●	→	→	→

【無電柱化した歩道の事例】

《工事前》



電柱が多数設置され、電線が張りめぐらされている状況

《工事後》



電柱がなくなり、すっきりした道路

関連事業

- 25 避難行動要支援者名簿の作成
- 28 避難輸送の体制整備

28 避難輸送の体制整備

新規

担当課等：福祉総務課、障がい福祉課、いきいき総務課、
市有財産活用課、社会福祉協議会

目的

- ・避難行動要支援者の避難に際し、避難先への輸送（避難施設から二次避難施設（福祉避難所）への輸送を含む）を構築します。

推進の取組内容

- ・避難輸送における協定先の拡充を検討します。
- ・避難輸送の防災訓練を実施します。

実施目標

	2023	2024	2025	2026
・協定先の拡充検討	●	→	→	→
・避難輸送訓練の実施	●	→	→	→

【取組事例】

町田市福祉輸送サービス共同配車センター事業協定書 第7条抜粋
第7条 町田市内において災害等が発生し、または発生するおそれがある場合に、甲は、避難行動要支援者の避難輸送の協力を依頼する。

- 2 乙は、甲の協力依頼を受けた時は、可能な限り、避難行動要支援者の避難輸送に協力するものとする。

発災時に避難輸送で使用する
車両の例 ▶



関連事業

- 25 避難行動要支援者名簿の作成
- 26 二次避難施設（福祉避難所）の確保
- 27 避難経路等のユニバーサルデザイン整備

29 防災情報のユニバーサルデザイン整備

新規

担当課：広報課、防災課

目的

- ・高齢者、障がい者を始めとする全ての人が防災に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるよう目指します。

推進の取組内容

- ・市ホームページに防災情報を掲載します。
- ・防災行政無線（音声）での防災情報の発信に取り組みます。
- ・メール配信サービスやSNSを用いて情報発信します。

実施目標

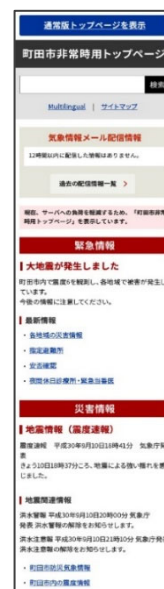
	2023	2024	2025	2026
・様々な媒体による防災情報の発信	●	→	→	→

【非常時の町田市のホームページの例】

パソコン版のトップページ



スマートフォン版のトップページ



【取組事例】

- ・町田市では、1992 年度から市内各地で防災行政無線屋外拡声スピーカーによる放送を実施しております。
- ・大地震発生時などの緊急事態が生じたときには、全市内一斉に、スピーカーから音声を発し、放送をいたします。
- ・台風などによる風水害時や出火による避難誘導など、危機的状況にあった際には避難情報を発令し、市民の皆様へ情報を伝える機器として機能します。

関連事業

18 情報のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

7 ユニバーサル社会推進体制

以下の体制でユニバ計画を推進します。

1 町田市福祉のまちづくり推進協議会

(1) 位置付け、構成

町田市福祉のまちづくり推進協議会は、ユニバーサル社会の推進に関し調査審議するため、市長の諮問機関として設置している機関です。事業者、市民、学識経験者、関係行政機関の職員で構成しています。

(2) 役割、機能

・計画の評価、検証

ユニバ計画の総合的な推進の観点から、計画の評価、検証を行い、課題の提示、必要な助言などを町田市に対して行います。

・市民（ユーザー）のニーズの把握

評価、検証に当たっては、各地域における市民や事業者等と連携し、市民参加のワークショップの開催、市民（ユーザー）アンケート調査等を行うことにより、ニーズを踏まえることを基本とします。

2 庁内

各課でスパイラルアップを図り、事業改善を行います。必要に応じて関連部署と連携し事業を推進します。

福祉総務課は、町田市福祉のまちづくり推進協議会庶務及び推進事業の進捗管理を行います。

3 取組主体間のネットワークの形成

計画の着実な推進のためには、庁内組織だけでなく、市内の各主体による連携が必要となります。「市民」「団体」「事業者」「関係機関」など、各実施主体によるネットワークの形成を目指し、相互に連携、協働して、ユニバーサル社会の実現に向けた事業の推進に取り組みます。

■推進体制のイメージ図

